



今月の主な話題

- ▶ 令和5年度町政執行方針..... 2 P
- ▶ 令和5年度教育行政執行方針..... 14 P
- ▶ みんなで投票 きれいな選挙..... 20 P
- ▶ 防災特集 津波への備え..... 22 P
- ▶ 産業後継者就業交付金制度..... 34 P
- ▶ 浜中町安心住まいる促進事業..... 35 P

令和5年度 町政執行方針

浜中町長 松本 博

令和5年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまにご理解をいただきたいと存じます。



町政の基本方針

感染が確認されてから3年を経過した新型コロナウイルス感染症が依然として収束の見通せない中、国際社会の情勢などによる原油価格や物価の高騰が地域経済や人々の日常生活に多大な影響を及ぼしております。これまで町民の皆さまの暮らしを守るため、経済活動等に対するさまざまな支援、さらにはワクチン接種をはじめとする感染症対策を実施してまいりました。今後も引き続き、社会情勢の変化をしっかりと注視しながら、必要な施策を講じてまいります。

昨年、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に係る特別措置法が改正され、本町は「津波避難対策特別強化地域」に指定されました。「災害に強いまちづくり」を進めるため、いつ発生するか分からない自然災害などから町民の皆さまの生命と財産を守ることを最優先とした防災・減災対策に引き続き取り組んでまいります。

国がカーボンニュートラルやデジタル田園都市国家構想の実現を目指す中、地方では人口減

少対策をはじめ、地方創生に向けて取り組むべき課題は山積しております。多様化する地域課題に順応し、将来にわたり持続可能な浜中町を創造することを目指した行財政運営を進めてまいります。

さて、町政執行の基本方針は「第6期浜中町まちづくり総合計画」で掲げる将来像「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまちはまなか」の実現であります。

本町の令和5年度一般会計予算は、産業振興や防災対策、子育て支援のほか、老朽化する公共施設の改修費用などを盛り込み、前年度と比較し12億8,495万8千円増の92億6,357万1千円となったところであります。

非常に厳しい財政状況ではありますが、事業については選択と集中を基軸に進めてまいります。以下、本年度の主要施策の内容について、ご説明申し上げます。

＝産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり＝

(1)農業の振興について

我が国の農業は、大規模な自然災害、地球温暖化、農家戸数の減少による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした農畜産物の需給バランスの変化など、多くの問題に直面しております。そこで政府は、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料の安定供給と災害や気候変動に強い持続的な食料システムを構

築するために「みどりの食料システム戦略」を策定したところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に生乳は、過去に例を見ないほどの需給緩和が続き、生産抑制や廃棄問題へ発展するなど、農業経営に大きな影響を及ぼしております。加えて、畜産・酪農業においては、ウクライナ情勢や急激な円安などの影響を受け、原油価格、配合飼料や肥料の価格が高騰しており、

これまで経験したことのない大変厳しい状況が続いております。

本町の農業は、食料供給基地として重要な役割を担っております。今後も安心・安全な生産の維持・発展と農業者が夢と希望を持てる農業・農村づくりに向け、酪農生産基盤の整備、担い手の育成・確保、経営の合理化、環境対策を図るなど、将来に向かって持続可能な足腰の強い農業の実現を目指してまいります。

①関係団体等の支援について

浜中町酪農技術センター、浜中町農業技術員連絡協議会および浜中町乳牛検定組合の運営に支援してまいります。

②農業基盤の整備について

より一層の自給飼料生産、草地基盤の機能回復と向上を目指し、道営草地整備事業を進め、農業経営の安定化を図ってまいります。

また、さらなる草地基盤の強化を図るべく、関係機関との協議を進めてまいります。

農道については、すでに着手している道営浜中姉別地区一般農道整備事業を進めるとともに、北海道に対し、新たな整備路線の追加を要望してまいります。

③持続可能な農業の推進について

持続可能な地域社会の構築、自然環境に配慮した循環型農業の実現を目指すなど、環境保全機能の向上を図ってまいります。

④多面的機能支払交付金について

国営環境保全型かんがい排水事業により整備された施設の維持管理、農村環境の保全活動など、はまなか農地・水保全協議会の地域共同活動に支援してまいります。

⑤中山間地域等直接支払交付金について

各集落における農業生産活動の維持に対し、農業の持つ多面的機能の発揮が十分図られるよう、農業者が自ら定める共同活動に支援してまいります。

⑥農業経営基盤の強化について

農業者の経営安定に向け、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業をはじめ、産業振興資金貸付や各種制度資金に対する利子補給を継続してまいります。

⑦農業の担い手育成・確保について

後継者対策については、農業後継者就業交付金の助成を行い、担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。また、浜中町農業後継者対策推進協議会の運営に支援してまいります。

⑧新規就農者等育成対策について

新規就農者等の育成・確保については、浜中町就農者研修牧場運営費の負担や農業経営技術研修受入者に対する助成を行ってまいります。また、新規就農者等の安定的な経営に向け、就農後の農場リース料などの助成や新規就農者育成総合対策事業により支援してまいります。

さらに、新・農業人フェアをはじめとする各種就農相談会へ積極的に参加するとともに、農業系の大学や専門学校などへの学校訪問を行い、関係機関と連携のもと新たな担い手の確保に努めてまいります。

⑨災害対策について

地震等による大規模停電や断水、激甚化する豪雨災害などの自然災害へ迅速な対応が可能となるよう、関係機関との連携を強化してまいります。

⑩家畜防疫の推進について

地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病などについては、発生とまん延を防止するため、浜中町家畜自衛防疫協議会と連携し、飼養衛生管理基準の徹底と適切な飼養管理の推進を図ってまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

道営草地整備事業負担金	42,500
浜中姉別地区道営農道整備事業負担金	24,030
農地・水保全多面的機能支払交付金	11,102
中山間地域等直接支払交付金	144,742
産業振興資金貸付金	6,000
後継者就業交付金	1,800
(有) 浜中町就農者研修牧場負担金	5,000
経営技術研修受入事業助成	9,100
新規就農者誘致事業補助	34,020
農業次世代人材投資事業補助	1,500

(2)林業の振興について

我が国は、国土の3分の2の面積が森林で占められる世界有数の森林国であり、その内所有する人工林の半分が利用期を迎えております。

森林は、二酸化炭素の吸収や排出抑制など、地球温暖化の防止に対する貢献をはじめ、国土

の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材をはじめとする林産物の供給など、多面的機能を有するとともに、社会生活基盤の構築に重要な役割を担う貴重な再生可能資源であります。

本町の林業は、森林からの恩恵を将来にわたって永続的に享受するため、森林の適正な整備・保全を続けております。今後も引き続き、森林生態系の維持と適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の振興を図ってまいります。

①町有林等の整備について

町有林については、森林環境保全整備事業として地拵、植栽、下刈、除間伐、野鼠駆除などを実施してまいります。民有林の整備については、豊かな森づくり推進事業に支援してまいります。

②林道等の整備について

木材の安定供給や持続的な森林施業の推進を図るため、林業専用道熊牛北区線の開設を行うほか、奔幌戸線および若山線の林道補修を進めてまいります。

③植樹祭について

植樹祭については、浜中漁業協同組合女性部との共催により、湯沸地区の植樹予定地に多様な樹種の植栽を実施してまいります。

④有害鳥獣対策について

エゾシカ対策については、地元猟友会と連携のもと有害駆除計画頭数を増やすなど、農林業被害対策を強化してまいります。また、狩猟免許取得者に対する諸費用の助成を行い、有害駆除の担い手の育成・確保に努めてまいります。さらに、浜中町鳥獣被害防止対策協議会が実施する被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。エゾシカ肉の有効活用については、地元企業との協議を進めてまいります。

ヒグマ対策については、防災行政無線や町ホームページなどによる迅速な出没情報の発信を行うとともに、関係機関と連携し、人命被害や農畜産物被害の未然防止に努めてまいります。

⑤生物多様性の保全について

本町の豊かな自然と生物多様性を次代に引き継ぐため、川上から川下まで一体的な保全活動を行うなど、生物の生息・生育環境に配慮した

森づくりを進めてまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

町有林整備事業	38,432
林道専用道調査設計委託	4,973
林業専用道開設工事	24,278
林道補修工事	4,078
エゾシカ等有害駆除委託	13,228
豊かな森づくり推進事業補助	4,940

(3)漁業の振興について

我が国の漁業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に加え、主要魚種の水揚げの低迷や原油価格の高騰などにより、厳しい経営状況が続いております。

本町の漁業は、漁業従事者の減少などにより、生産性の維持と地域の活力低下が不安視されております。このような中、適切な漁場整備と資源管理、自然条件や地域特性を活かした新たな増養殖事業の推進、漁業の担い手確保、漁港等の生産基盤整備を進め、漁業経営の安定と生産体制の確立を図ってまいります。

また近年、ゼロカーボンに向けた取組として、新たな二酸化炭素の吸収源となり得る昆布等の藻場が注目されております。本町も豊かな漁場を活かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指してまいります。

①資源管理の推進について

水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、昆布藻場の維持・管理やアサリ漁場となる干潟の環境保全対策に支援してまいります。また、水産資源については漁業協同組合や釧路地区水産技術普及指導所などの関係機関と連携し、適正な管理に努めてまいります。

赤潮被害対策については、北海道赤潮対策緊急支援事業を活用し、生残ウニの移植による漁場環境の回復を図るとともに、漁場環境の把握に向け、種苗を活用した実証試験に支援してまいります。

②増養殖事業の推進について

ウニの資源確保のため、浜中町ウニ種苗生産センター、釧路管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。

また、マツカワ放流事業等をはじめ、漁業協同組合が実施する資源増大に向けた取組に支援

してまいります。

③漁業の担い手育成・確保について

後継者対策については、漁業後継者就業交付金の助成を行い、担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。

④漁業経営の安定について

漁業者の経営安定に向け、漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給などを継続してまいります。

また、水産物の付加価値向上や消費拡大、地域PRのため、ふるさと納税制度等を最大限に活用し、地元流通を含めた販売活動の促進を図ってまいります。

⑤港湾・漁港関連施設の整備について

霧多布港湾については、暮帰別物揚場の路面補修工事を実施してまいります。

漁港については、琵琶瀬漁港物揚場等の改修を行うほか、散布漁港の外港整備の早期完成に向け、引き続き北海道へ要望してまいります。

また、新川河口部の改修工事のほか、琵琶瀬瀬戸航路および新川航路の浚渫を実施してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

水産多面的機能発揮対策支援事業負担金	12,324
産業振興奨励補助（浜中町ウニ種苗生産センター運営支援ほか）	7,448
水産振興対策事業補助（ナマコ増殖事業ほか）	15,191
火散布沼アサリ礁整備事業負担金	4,500
後継者就業交付金	3,950
漁業近代化資金利子補給	2,231
暮帰別物揚場道路補修工事	1,661
漁港工事地元負担金	20,000
新川船揚場整備工事	76,533

(4)商工業の振興について

本町の商工業を取り巻く環境は、人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化、物価高騰などの影響を受けております。特に、飲食業や宿泊業などの業種では売上が減少していることに加え、経営主の高齢化による廃業や後継者不足により、町内の事業所数の減少が深刻な課題となっております。さらに、消費者行動の広域化、インターネットを介した通信販売・流通の大幅な普及により、町外への購買

力流出が続いている状況にあります。

こうした課題を解決すべく、「浜中町地域企業振興基本条例」等に基づき、商工業の振興と町内経済の活性化を図ってまいります。

①商工業経営の安定について

商工業者の経営安定に向け、産業振興資金の貸付や中小企業特別融資などにより、中小企業の金融の円滑化と経営の近代化を支援してまいります。

また、浜中町商工会が行うキャッシュレスシステム（ルパン三世Payカード）のポイント付与事業に支援してまいります。

②商工業の担い手育成・確保について

後継者対策については、商工業後継者就業交付金の助成を行い、担い手確保と本町への定住促進を図ってまいります。

③雇用の安定と創出の推進について

事業場の新設などを行う事業者に対し、「浜中町企業振興条例」に基づいた固定資産税の課税免除などを行うことにより、経営の負担軽減と雇用の確保に努めてまいります。また、国や北海道が行う各種雇用促進支援制度の情報提供に努めてまいります。

④特産品開発・販路拡大の推進について

浜中ブランドの確立を図るため、浜中町中山間活性化施設（MO-TTOかぜて）を有効活用し、地元の一次産品を使った新たな特産品やふるさと納税返礼品など、魅力ある商品の開発などを促進してまいります。また、特産品の消費拡大に向けては、各種イベントへの参加による販売促進やPR活動に努めてまいります。

⑤消費者対策の推進について

特殊詐欺や多重債務などの対策については、専門相談員が配置されている釧路市の消費生活センターへの委託を継続し、消費者の相談に対応してまいります。

また、浜中消費者協会と連携し、特殊詐欺の被害防止などに関する情報提供と啓発に努めてまいります。

(5)観光業の振興について

本町の観光業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化による旅行需要の低

迷、町内の観光イベントの中止などに伴う観光客の入込減により、多くの観光関連事業者にとって非常に厳しい状況が続いています。

そのような中、令和3年3月に指定された「厚岸霧多布昆布森国定公園」は、希少な草花や水鳥などが生息する霧多布湿原をはじめ、変化に富んだ海岸線や岬などの景観が、本町を訪れる方を楽しませております。

今後も、国定公園の中核を担う霧多布湿原をはじめとした風光明媚な景観、豊かな自然環境の恩恵である四季折々の新鮮な食材など、本町の観光資源を最大限に活用し、浜中町観光協会や産業団体、観光関連事業者との連携を深め、地域特性を活かした観光振興を図ってまいります。

①ホスピタリティの充実について

本町を快適に観光していただけるよう、観光施設の適切な維持管理を行うとともに、関係機関や観光関連事業者などと連携し、町全体で観光客の受入体制の充実を図ってまいります。

②観光情報発信の推進について

本町の魅力を伝えるパンフレットの刷新、ホームページなどを活用した情報発信により、タイムリーな観光情報の提供と観光客へのサービス向上に努めてまいります。

③Withコロナ時代に対応したイベントの創出について

浜中町観光協会をはじめとした関係団体などと連携し、ウィズコロナ時代に対応した魅力あるイベントの創出を図ってまいります。

④厚岸霧多布昆布森国定公園の誘客促進について

国定公園への誘客促進については、北海道および厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会との連携を図ってまいります。また、北太平洋シーサイドラインを核とした観光客の受入については、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会やJ R花咲線沿線協議会などと連携し、体制の整備を進めてまいります。

⑤ルパン三世を活用した観光の推進について

ルパン三世地域活性化プロジェクトが展開する事業に対し、支援してまいります。

⑥観光拠点施設の運営について

霧多布湿原センターおよび霧多布温泉ゆうゆうについては、本町の重要な観光拠点であることから、指定管理による運営を行うとともに、民間事業者の持つノウハウを活かした事業展開を推進してまいります。

なお、自然環境プロデューサーとして霧多布湿原センターで活動する地域おこし協力隊を引き続き任用してまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

町商工会補助	15,300
ルパン三世P A Yカードポイント付与助成	5,000
中小企業特別融資資金利子補給	2,000
中小企業特別融資預託金	40,000
中小企業特別融資（新型コロナウイルス感染症対策特別融資）資金利子補給	2,697
産業振興奨励補助	1,900
後継者就業交付金	600
町観光協会補助	2,800
ルパン三世地域活性化プロジェクト運営費補助	7,995
霧多布湿原センター管理運営負担金	34,021

自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

(1)自然保全・景観形成について

①自然環境の保全について

本町の地球温暖化対策については、昨年3月の「ゼロカーボンシティ宣言」、昨年度定めた浜中町再エネ導入目標に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定し、地域の脱炭素に向けた取組を推進してまいります。

令和5年1月、農林水産省を含む関係7府省により本町がバイオマス産業都市として認定されました。今後、家畜糞尿等を活用したバイオガスの整備に向け、農家等の意向調査

などを実施してまいります。

浜中町学校版環境ISOについては、環境にやさしい学校づくりを全ての小・中・高等学校で進めてまいります。

本町に生息する貴重な動植物などの生態系を守るため、NPO団体等との連携のもと、特定外来生物の対策に取り組んでまいります。

②景観形成の確立・誘導について

本町にとって望ましい景観形成の確立と誘導を図るため、町民との合意形成のもと、景観計画の策定および景観条例の制定に取り組んでま

います。

(2)環境保全・環境衛生について

①ごみ処理対策等の推進について

「浜中町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化と資源リサイクル化などに取り組んでまいります。さらに、「浜中町ごみ分別ガイドブック」の活用など、ごみの分別徹底の意識啓発に取り組んでまいります。また、ごみ収集車両1台の更新を行い、円滑な収集体制の維持に努めてまいります。

可燃ごみについては、根室市への委託による処理を継続してまいります。なお、根室市が進める廃棄物処理施設建設については、事業費の一部負担を行うとともに、今後の本格的な整備に関して十分な連携を図ってまいります。

ごみの不法投棄については、管内市町村で構成する「自然の番人宣言推進委員会」と連携を図るなど、根絶に向けた取組を進めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

景観計画策定委託	4,301
バイオマスプラント建設意向調査委託	3,366
資源物リサイクル活動奨励交付金	2,500
可燃ごみ収集車両購入	29,700
可燃ごみ焼却委託	58,881
じん芥処理委託	81,103
根室市じん芥焼却場建設事業負担金	5,937

(3)交通安全・防犯対策について

①交通安全対策について

本町は本年2月28日現在、死亡交通事故ゼロ1,402日を継続中であります。今後も関係機関と協力し「悲惨な交通事故を起こさない、遭わない」を合言葉に、町民一丸となって交通安全運動を展開し、交通事故の抑止に取り組んでまいります。

②防犯対策について

犯罪や非行のない地域社会の実現に向け、町民が安心・安全に暮らせるよう啓発活動を進めるとともに、青少年は地域で育むという視点のもと、関係機関・関係団体と連携を深め、地域における自主的な防犯活動に支援してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

交通安全対策関連経費（町交通安全運動推進協議会補助ほか）	2,740
町道ロードマーク標示工事	2,000

(4)住宅・住環境の整備について

①町営住宅の整備について

「浜中町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安心・安全で快適な住環境の整備を図ってまいります。

特に、茶内団地については3棟目の新築工事とともに、茶内B団地の解体工事を実施してまいります。また、昭和63年築茶内団地の長寿命化に向けた実施設計を進めてまいります。

②民間住宅等への支援について

民間住宅の新築や改修などについては、安心住まいる促進事業により支援してまいります。

③空家等の適切な管理の推進について

空家等の適切な管理を推進するため、広報誌等による啓発活動に努めるとともに、除却補助制度の補助限度額を拡充してまいります。

また、空家の利活用については「空家等対策計画」に基づき、空き家バンクや相談窓口を開設するなど、情報提供等に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

茶内団地新築工事	268,000
茶内B団地（S47）解体工事	22,100
茶内団地（S63）改修工事实施設計委託	7,600
安心住まいる促進事業助成	4,500
不良空家等除却補助	10,000

(5)道路・交通網の整備について

①町道および橋梁の整備について

町道については、茶内1条通、霧多布2条通、琵琶瀬西岡道路の改良工事を実施してまいります。

橋梁については、「浜中町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、国の道路メンテナンス事業補助の採択状況を踏まえ、姉別橋の補修工事、万世橋および備林橋の補修に向けた設計を実施してまいります。

②町道の維持と除雪について

本町の道路環境については、車両や作業機械の大型化などにより損傷が進んでいることから、除雪を含め、適切な維持管理に努めてまいります。また、老朽の著しい除雪車両1台を更新してまいります。

③地域公共交通の維持・確保について

町営バスについては、町民の足となる生活交通手段として日常的な利用が図られるよう、浜中町地域公共交通活性化協議会と連携のもと運行してま

います。

J R花咲線については、沿線自治体や関係機関と連携を図り、路線の維持・確保に向けた取組を進めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

茶内1条通局部改良工事	80,000
琵琶瀬西岡道路局部改良工事	5,400
霧多布2条通局部改良工事	12,800
町道維持業務委託	50,000
町道除雪業務委託	40,000
除雪専用トラック購入	64,400
町営バス運行委託	46,803
町営バス購入	12,223
地方バス路線維持対策補助	12,157

(6)上・下水道の整備について

①上水道の整備について

安心・安全な水道水の供給を図るため、「浜中町水道ビジョン」に基づいた強靱な水道システムを構築し、自然災害に強い持続性のある事業運営を展開してまいります。

北海道生活基盤施設耐震化等補助事業を活用し、浜中第3号配水池の耐震補強工事と霧多布配水本管の耐震化更新工事に向けた実施設計を進めてまいります。

将来を見据え、持続可能な水道事業および農

業用水道事業を推進するため、「浜中町水道事業経営審議会」の答申に基づき、令和6年度の水道料金改定に向けて取り組んでまいります。

②下水道の整備について

下水道については、「浜中町下水道ストックマネジメント計画」における第2期計画策定業務を委託し、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

なお、本年1月末現在における水洗化率は84.7%となっており、水洗化率の向上に努めるとともに、下水道処理区域外の住民の合併処理浄化槽設置に支援してまいります。

③浜中町衛生センターの長寿命化について

浜中町衛生センターについては、長寿命化改修工事を実施してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

浜中第3号配水池耐震補強工事	261,529
霧多布配水本管耐震化更新実施設計委託	11,000
霧多布配水池耐震詳細診断委託	11,366
下水道ストックマネジメント修繕改築計画策定委託	23,000
漁業集落排水施設機能保全工事	17,200
合併処理浄化槽設置事業補助	5,600
衛生センター改修工事	76,100

災害に強く町民によりそったまちづくり

(1)町土の保全について

①治山の推進について

急傾斜地崩壊や土石流のおそれがある土砂災害警戒区域については、はまなか防災マップなどの活用による周知を図ってまいります。

②治水の推進について

水害防止については、防災関係機関と共同で浜中町水防訓練を実施するとともに、ノコベリベツ川水害対策連絡会議を通じて関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、ノコベリベツ川増水時の流下阻害要因となる樹木の伐採や堆積土の除去を実施してまいります。

③海岸保全の推進について

琵琶瀬地区から榊町地区までの防潮堤については、早期の嵩上改良工事の事業化に向け、引き続き北海道へ強く要望してまいります。

(2)防災体制の整備について

切迫の可能性が高いとされる千島海溝沿い巨大地震・津波、気候変動による大雨・暴風雪など、さまざまな自然災害への備えは喫緊の課題であります。

特に、地震・津波対策は北海道から津波浸水想定と減災目標が示されたことから、人命を救うことを重点とした防災・減災対策を推進してまいります。

①防災対策の推進について

津波避難施設の整備については、「津波避難対策緊急事業計画」等に基づき、霧多布高等学校屋外避難階段等の整備、丸山散布津波避難施設の整備、暮帰別地区への津波救命艇の設置、さらには津波避難施設の予定地測量と基本設計を実施してまいります。

避難路の整備については、道道霧多布岬線「湯

「沸坂歩道」と道道琵琶瀬茶内停車場線「MGロード」改良の早期完成に向け、引き続き北海道へ要望してまいります。

②防災意識の向上について

過去に起こった災害の教訓を伝承する取組や津波防災啓発用動画の活用などにより、災害に対する正しい知識と行動力を身に付ける防災教育を推進してまいります。

津波防災避難訓練については、例年同様に町内会・自治会と連携を図り、実践を想定した内容で実施してまいります。

さらに、関係機関との防災訓練や防災講演会、災害図上訓練、避難所運営訓練などを通じて、防災力の向上を図ってまいります。

③避難体制の整備について

避難場所等にいち早く避難するための啓発活動については、はまなか防災マップや町ホームページ、広報誌などを通じて周知に努めてまいります。

避難所については、冬季停電時の暖房方法や感染症予防対策などを検討してまいります。避難行動要支援者については、個別避難計画の作成に取り組んでまいります。

④行政機能の確保について

業務継続計画については、その実効性を高めるための取組を進めてまいります。

⑤千島海溝沿い巨大地震・津波対策について

千島海溝沿いで想定される巨大地震・津波については、「防災対策推進計画」に定める各種

対策を着実に実施してまいります。

また、防災・減災対策により大幅に被害が軽減できると想定されていることから、引き続き国や北海道へ技術的・財政的な支援を要望してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

ノコベリベツ川河川区域整備工事	29,500
霧多布高校屋外避難階段等整備工事	61,000
丸山散布津波避難施設整備工事（用地購入・支障物件解体を含む）	447,230
津波救命艇購入	17,820
津波避難施設整備工事基本設計委託	41,110

※丸山散布津波避難施設整備工事は2年の合計額となります。

(3)消防・救急体制の整備について

①消防体制の整備について

消防体制については、消防職員の育成や団員の確保・育成を図るとともに、各種訓練や消防団活動への支援により、消防力の強化に努めてまいります。

消防設備については、榊町分団庁舎の改修と消火栓の更新を進めてまいります。

②救急体制の整備について

救急については、感染症防止対策に万全を期し、高度な応急措置と搬送体制の維持に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

分団庁舎改修工事	2,607
消火栓取替工事	8,580
潜水資機材等購入	3,620

＝ 子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり ＝

(1)地域福祉について

①地域で支える基盤づくりについて

地域福祉の中核を担う浜中町社会福祉協議会や浜中福祉会の事業運営に支援してまいります。また、要支援者の支援につきましては、民生児童委員や関係機関などとの連携を図ってまいります。

②地域共生社会の推進について

浜中町地域活動支援センターを共生型地域福祉の活動拠点とし、障がい者と高齢者、地域住民などとの交流を推進してまいります。

また、宅配用弁当の高齢者配食サービス事業

を高齢者の見守り対策とともに実施するほか、障がいのある方々への生産活動等の機会提供に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

町社会福祉協議会補助	38,860
地域活動支援センター等運営委託	15,575

(2)高齢者福祉について

「浜中町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、高齢者のニーズと将来を見据え、令和

6年度から令和8年度までの「浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

①福祉サービスについて

高齢者の方々が地域で安心して生活が送れるよう、外出支援、自立生活支援、除雪サービスを実施してまいります。

②健康づくりと介護予防について

高齢者が活動的で生きがいのある生活が送れるよう、後期高齢者の健康診査の受診促進に向けた健診の無料化、感染症対策としてインフルエンザおよび肺炎球菌の予防接種料の助成を継続してまいります。また、地域における介護予防教室、健康教室を実施してまいります。

③介護保険制度とサービスの充実について

介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援と認定された方々の訪問・通所サービスの支援を図るとともに、認知症高齢者に対応する施策を総合的に推進し、支援を必要とする方々を地域で支える「地域包括ケアシステム」の強化を図ってまいります。

④介護職員の人材育成と確保について

全国的な介護職員の不足は本町も同様の課題であることから、介護職員初任者研修の受講希望者へ助成を行うとともに、浜中福祉会の人材確保事業に支援してまいります。また、浜中町福祉職修学資金貸付制度の周知啓発を図り、町内の福祉職の人材確保に取り組んでまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

浜中福祉会補助	38,786
高齢者在宅生活支援事業委託	16,857
デイサービス事業補助	14,466
介護職員初任者研修補助	272
福祉職修学資金貸付金	1,920

(3)障がい者福祉について

「浜中町第6期障がい福祉計画」および「浜中町第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。

①日常生活支援・社会参加の促進について

障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動支援センターにおける事業を継続してまいります。

また、相談支援等により、的確な障がい福祉サービスの提供に努めてまいります。

②浜中町子ども発達支援センターについて

浜中町子ども発達支援センターについては、ことばや身体の発達などに不安のある児童を支援するため、通所者に対する療育の充実を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

重度心身障がい者ほか医療費扶助	7,440
特定疾患患者等通院交通費助成	2,520
在宅精神障がい者通院等交通費助成	756
心身障がい児扶養手当	648
児童発達支援サービス等運営費補助	2,000

(4)子育て支援・児童福祉について

①母子保健等について

産後ケア事業については、これまで利用者が一部負担していた利用料を全額公費負担とし、産前産後サポートなどの妊娠・出産包括支援事業の充実を図ってまいります。また、妊産婦健康診査に係る費用の一部助成や新生児聴覚検査の全額助成、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などにより、妊娠、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援体制の構築を図ってまいります。

さらに、子どもを安心して生み育てていただけるよう、子育て支援アプリ情報配信サービスの実施、妊産婦健診交通費の助成、出産祝金、誕生祝品として積み木のプレゼントを実施するほか、不妊治療費の助成を拡充してまいります。

②保育所の運営について

常設・へき地保育所においては、より質の高い保育サービスを念頭に、保育を必要とする家庭の子育て支援を図ってまいります。

一時預かり保育や子育て支援センター事業、延長保育については、常設保育所で実施し、子育てサポート体制の維持に努めてまいります。

また、給食費の実質無償化とへき地保育所における給食の提供を実施してまいります。

③放課後児童の健全育成等について

放課後児童クラブについては、霧多布地区および茶内地区で開設し、子育てと仕事の両立ができるよう支援してまいります。また、子ども預かり等の相互援助を行うファミリーサポートセンター事業については、浜中町社会福祉協議会への委託などにより実施してまいります。

18歳未満のすべての子どもとその家族、妊産婦を対象に設置した「浜中町子ども家庭総合支援拠点」については、対象者の相談・支援の充実を図ってまいります。

④子どもの医療費助成について

子どもの医療費については、高校生世代までの無料化を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

妊産婦交通費助成・不妊治療費助成	3,149
出産祝金	2,500
誕生祝品製作委託	930
保育所保育料扶助	912
保育所給食に要する経費	10,769
保育所等給食費助成	1,458
子ども医療費扶助	23,076

(5)ひとり親・低所得者福祉について

①生活支援について

ひとり親家庭や生活保護世帯など、低所得世帯が自立した生活を送ることができるよう、各種制度の周知や相談支援を行うとともに、福祉灯油購入助成や生活支援金の給付を実施してまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

ひとり親家庭等医療費扶助	2,580
低所得者世帯等生活支援助成	2,150
福祉灯油購入助成	2,387

(6)医療体制の整備について

①地域医療の充実について

浜中診療所は、町民の健康支援を基本とし、患者に寄り添う「かかりつけ医」として最適な医療サービスを提供してまいります。医療連携においては、北海道大学病院からの派遣医師による外来診療、東北海道病院からの派遣医師による整形外科外来診療、町立厚岸病院との夜間・休日の救急医療連携を継続してまいります。

また、浜中診療所においては、パッケージ型自動消火設備工事を実施してまいります。

歯科医療については、委託する歯科医師と連携し、町内における診療体制を維持してまいります。

さらに、町民の命を守る対策については、高齢者や障がい者を有する方への「命のバトン」の配布、「浜中町健康・医療相談ダイヤル24」の継続などにより、本町における地域医療の充実に努めてまいります。

主な関連予算 (単位：千円)

厚岸郡広域救急医療体制負担金	19,930
浜中診療所パッケージ型消火設備整備工事	57,200
浜中診療所内視鏡システム購入	8,690
電話健康医療相談委託	1,634

(7)保健・健康づくりの推進について

①保健予防対策について

小児の感染症予防のため、各医療機関と連携し、定期接種を無料で実施するとともに、1歳児から高校生世代までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施してまいります。

また、風しんの予防対策として、定期接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の抗体検査および予防接種を無料で実施してまいります。

②健康づくりについて

町民への健康知識の普及に向け、医療講演会を開催してまいります。がん検診や特定健康診査については、完全無料で実施してまいります。また、20歳から39歳までの国民健康保険加入者の若年健診を行うとともに、休日健診や未受診者健診を実施し、受診率の向上に努めてまいります。

さらに、生活習慣病予防のための特定保健指導を徹底するなど、町民の健康の保持・増進に努めるとともに、「浜中町食育推進計画」に基づき、健康で豊かな食生活の実現を目指してまいります。

(8)保険・年金について

①国民健康保険事業等について

国民健康保険については、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図り、保険税の適正な賦課と収納確保により、健全な運営に努めてまいります。

また、「浜中町国民健康保険第1期データヘルス計画」や「浜中町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防などを図る事業を展開し、加入者の医療費適正化に取り組んでまいります。さらに、これまでの特定健診の効果やレセプトデータの分析などを踏まえ、令和6年度からの「浜中町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」および「浜中町国民健康保険第2期データヘルス計画」を策定してまいります。

②国民年金等について

国民年金等については、年金事務所との連携のもと適正な事務を進めるとともに、年金制度の理解に向けた町民への情報発信に努めてまいります。

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

(1) 町民との共創によるまちづくりについて

① 町民参画の機会の創出について

常に町民の皆さまの声が届けられる機会の創出に努め、町民と行政が一体となったまちづくりを進めてまいります。

② 広報、広聴活動の充実について

行政情報等については、広報誌や町ホームページの内容充実を図るとともに、防災行政無線を活用しながら的確な発信に努めてまいります。

また、各種会合の場やインターネットなどを通じて、行政に届けられた意見や要望などを的確に把握するとともに、町内会・自治会の地域要望などを随時受け付ける体制のもと、適切に対応してまいります。

(2) コミュニティ活動の推進について

① 地域振興補助について

町内会・自治会をはじめ、地域の活動団体などが実施する地域活性化事業やコミュニティ活動の振興を図る事業に支援してまいります。

② 人づくり事業について

本町の将来を担う人材育成が図られるよう、地域活性化や産業・地域振興につなげる事業については、人づくり事業として支援してまいります。

③ 公共施設の整備について

公の集会施設については、施設の長寿命化を図るため、円朱別会館の屋上防水改修工事、霧多布中央地区コミュニティセンターの外部補修工事を実施してまいります。

旧琵琶瀬小学校等については、施設の長寿命化に向けた個別施設計画を策定してまいります。

④ 結婚祝金等について

本町への定住促進と少子化対策の一環として、町内で婚姻された方に対し、結婚祝金を支給してまいります。

また、国の交付金を活用し、経済的な理由で結婚に踏み出せない方に対し、結婚に伴う新生活に係る経費を支援する結婚新生活支援事業を実施してまいります。

(3) 行政運営について

① 行政改革と執行体制について

行政改革については、「第9次浜中町行政改革

大綱」に基づき、安全で良質な公共サービスを確実かつ効率的に提供できるよう事務事業を見直し、さらなる業務の効率化を目指してまいります。あわせて、職員の適正配置や人材育成など、将来を展望した行政改革に引き続き取り組んでまいります。

浜中町総合教育会議が策定した「浜中町教育大綱」の基本方針に基づき、町と教育委員会が連携して、学校教育や社会教育の充実を目指し、時代の変化に対応した教育を推進してまいります。

② ふるさと納税について

ふるさと納税については、農業・漁業・商工業の相互連携のもと、より魅力あふれる地場産品の拡充や開発を図るとともに、本町のPRとして活用できるよう、さらなる事業の発展・充実を目指してまいります。

③ 情報管理について

近年のICTの進展や高度化するサイバー攻撃など、取り巻く状況の変化に適切に対応し、安心・安全な行政サービスを提供するため、個人情報保護法に基づく制度の強化を図り、情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

④ マイナンバーカードについて

町民のマイナンバーカード作成等については、窓口や広報誌などを活用し、情報発信と周知を図ってまいります。

(4) 健全な財政運営の推進について

① 効果的、計画的な財政運営について

本町の財政は、その財源の多くを地方交付税や国・北海道からの補助金等に依存しており、その動向によって大きな影響を受けざるを得ない状況にあります。

人口減少や急速な少子高齢化による社会保障費の増加、公共施設やインフラの老朽化対策など、取り組むべき行政課題は山積してあります。「第6期浜中町まちづくり総合計画」に基づき、計画的な事業の実施はもちろん、投資的事業をより厳選し、将来にわたる財政負担の軽減と安定した財政基盤の確立に引き続き取り組んでまいります。

②適正・公平な課税の推進について

町税の課税事案の処理にあたっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行い、適法性・統一性の確保に努めてまいります。

また、国土地理院の航空写真データおよび法務局の登記情報を活用する「固定資産評価支援システム」の運用を開始し、より正確な課税客体の把握に努めてまいります。

③町税の収納対策について

町税の収納においては、納税者と納税相談を重ね、納税意識の高揚を図ってまいります。

また、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携し、町税の収納率向上に取り組んでまいります。

さらに、コンビニ収納やスマホアプリ決済を継続し、納税環境の充実に努めてまいります。

④債権管理の適正化について

財政基盤の根幹である使用料・手数料および貸付金などの自主財源を確保するため、「浜中町債権管理条例」に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政の健全化に努めてまいります。

(5)地域間交流の推進について

①移住定住等の推進について

移住定住事業については、道外での移住フェアなどへ積極的に参加するなど、首都圏・関西圏などにおける移住定住相談と本町の情報発信・PR活動を進めてまいります。また、「お試し暮らし住宅」の活用など、実際に本町を体験していただく機会の創出に取り組んでまいります。

むすびに

新型コロナウイルス感染症が流行して以来、人々の生活様式や社会構造が刻々と変化してきた中、町政運営においても予想し得ない行政課題への対応に迫られてきました。

地方は、人口減少による過疎化が加速しており、地域コミュニティの衰退などがまちづくりに影響を及ぼすことが大いに懸念され、地域の活力を維持することが困難ともいわれております。このような時こそ、知恵と英知を結集し、今までにない新たな視点で地域課題に取り組んでいかなければなりません。

私はこれまで、「地域を支える地場産業の振興」、「災害に強いまちづくり」、「若い世代への子育て支援の充実」という3つの柱を掲げ、まちづくりを推進してまいりました。激変する社会変化に対応するためには、行政のみならず、町民の皆さまと一丸となってまちづくりに取り組むことが何よりも大切であると考えております。

私は、町民の皆さまの声をしっかりと受け止め、引き続き、笑顔輝く浜中町のさらなる発展と持続可能な共創のまちづくりに全力を期してまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

(6)広域行政の推進について

情報社会の進展などに伴い、住民の生活ニーズが多様化・高度化する中、経済活動も広域化していることから、各市町村や関係機関などと連携を密にした広域行政を推進してまいります。

①管内市町村等との広域連携について

釧路地域づくり連携会議、釧路モデル地域圏域検討会、地域づくり広域プロジェクト推進会議、釧路定住自立圏共生ビジョン、根釧酪農ビジョン推進会議、自然の番人宣言、戸籍システムの管内6町村共同運用などについて、各市町村や関係機関などとの広域連携を進めてまいります。

②北海道横断自動車道の整備促進について

北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の整備促進、別保尾幌間の計画段階評価の調査促進に向け、関係機関や沿線自治体などと連携し、引き続き要望してまいります。

また、釧路地域への誘客増大を目指し、道東自動車道の延伸などをプロモーションする事業について、管内市町村や関係機関などとの連携のもと取組を進めてまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

霧多布中央地区コミュニティセンター外部補修工事	7,300
円朱別会館屋上防水改修工事	11,700
地域振興事業補助	968
人づくり事業推進補助	500
結婚祝金	1,500
結婚新生活支援事業補助	900
U I J ターン新規就業支援事業補助	1,600

令和5年度 教育行政執行方針

教育長 佐藤 健二



令和5年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における教育行政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまにご理解をいただきたいと存じます。

これまで当たり前だった日常が大きく変わり、先を見通すことが困難な時代、加えて情報通信技術の高度化に伴うSociety5.0の到来や少子高齢化社会のもとで、誰一人取り残さない、多様な学びと安心な居場所を築くとともに、この逆境や制約を受け身ではなく変革の扉と捉え、生きがいを持ってたくましく生き抜く人づくりが教育行政に課せられた使命であります。特に、町民一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進や学びの機会を保障し教育の質を高める環境の確立と、新型コロナウイルス感染症対策との両立が求められます。

本町の教育行政においては、その使命を果

＝ 豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり ＝

1 学校教育の充実

「生きる力」は、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和のとれた力です。学校教育では、この「生きる力」の育成に向けた教育の充実に取り組んでまいります。

「確かな学力」の育成については、これからの時代に求められる知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間性などを総合的に捉えた教育活動を推進してまいります。

「豊かな心」の育成については、道徳教育を中心に据えた心の教育の充実を軸に、ふるさと教育や豊かな自然・文化体験学習などを推進してまいります。

「健やかな体」の育成については、生涯にわたって健康で過ごすための心身の成長に向け、食育の推進や体力の向上、安全教育の充実を図ってまいります。

今日のように、急激に変化する時代だからこそ、学校はその状況を前向きに受け止める姿勢

たすべく、「学校教育」と「社会教育」の連携を軸に教育政策推進のための基盤を整備しながら、未来のまちづくりに向けて、持続可能な社会の創り手となる次代を担う子どもたちを育て、全ての世代に対する教育的支援を行ってまいります。

本町教育の基本理念である「ふるさと浜中に生き、豊かなまちを拓き創造する人づくり」、さらには、第6期浜中町まちづくり総合計画の基本目標である「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」の実現に向け、ふるさとに誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続ける人材を育む教育を推進してまいります。

が大切です。学校教育では、人間ならではの創造性を働かせる資質・能力を育成し、ふるさとへの誇りや愛着を深め、児童生徒が自ら進んで学びに向かい、人生を主体的に切り拓く力を育てる教育を推進してまいります。

(1)教育内容の充実について

各学校の教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質を高めていくカリキュラム・マネジメントの実現により充実させてまいります。

①「生きる力」の育成について

「確かな学力」の育成については、町独自の学力調査や全国学力・学習状況調査などの各種学力調査の結果を活用し、児童生徒の学力などに関する客観的なデータに基づいた組織的な授業改善を推進してまいります。

また、主体的に学ぶ力の育成に向けたデジタル教科書やICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体として実現する授業改善に取り組むとともに、今日的教育課題の解決や自

校の教育課題の解決に向けた研究を学校全体で率先して行う学校を研究校として指定し、学校における教育研究への指導・支援を行ってまいります。併せて、家庭との連携に基づいた放課後学習や長期休業中の補充学習などを実施し、学力低位層への支援を行うとともに、一人一台端末の持ち帰りも含めた児童生徒一人ひとりの実態に合わせた学習機会を提供してまいります。

「豊かな心」の育成については、道徳教育の充実に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論する道徳授業の実践化を図るとともに、12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」についての研修を進め、全教職員の共通理解・共通実施に取り組んでまいります。とりわけ、感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷の防止にも積極的に取り組んでまいります。

また、学校図書管理体制の整備や情報化に取り組み、家庭や地域と連携して、日常から本に親しむ習慣の定着に向けた読書活動を行ってまいります。

いじめ・不登校等の問題に関しては、「浜中町子ども地区会議」や「1学校1運動」の実施、未然防止および早期対応のための教育相談の充実、スクールカウンセラーの配置などを行ってまいります。

また、浜中町生徒指導研究協議会などの関係機関や家庭・地域との連携により、健全な学習・生活習慣確立に努め、生徒指導を充実させてまいります。

「健やかな体」の育成については、体力・運動能力、運動習慣 など調査結果の分析に基づいた計画を策定し、体育科の授業改善はもとより、継続して運動を続ける意欲を引き出す体力向上の取組を推進してまいります。

②地域の特色を活かした教育や学校運営協議会制度の充実について

連携協働に基づく特色ある学校づくりについては、町内の各NPO法人と連携した自然体験学習や企業・事業所などと連携した職業体験学習など、地域の人的・物的資源を積極的に活用し、学校や地域の特色を活かした体験活動や環境教育を推進してまいります。

また、環境保全活動や環境問題の解決に学校ぐるみで取り組む「学校版環境ISO」や美しい自然環境を未来に引き継ぐまちづくりに参加する「自然の番人宣言」の取組を継続してまいります。

学校と接続する機関や地域との連携については、保育所・小学校における組織的な連携・接続を円滑に進め、幼児・児童の学びと育ちに資するよう保小連携事業に取り組んでまいります。小・中・高等学校においては、校種間連携事業を推進し、児童生徒の理解に向けた実態交流や授業交流を通して12年間を見据えた切れ目のない指導・支援の充実に向けてまいります。

また、地域住民が児童生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して学校運営の改善・充実を図る「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を町内全ての小・中学校において活用し、保護者や地域住民による学校支援の仕組みを整備し、学校・保護者・地域の連携による学校づくりを推進してまいります。

③特別支援教育の充実について

児童生徒一人ひとりの実態に応じた個別の教育支援計画の策定と実施により、将来の自立につながる支援を実現してまいります。そのためにも教育相談の体制を整えるとともに、相談員の資質向上に努めてまいります。

また、学習支援員の配置や「浜中町特別支援マップ」を作成し、町教育支援委員会や町健康福祉課、保育所など関係機関との連携を通して、障がいのある児童生徒とその保護者の教育的ニーズを適切に捉えた支援を行ってまいります。

④国際理解教育および外国語教育の充実について

児童生徒が将来にわたって異文化理解や異文化コミュニケーションを行っていただけるよう、小学校に外国語活動指導助手、中・高等学校に外国語指導助手を派遣し、児童生徒にとって魅力溢れる外国語教育を推進してまいります。

⑤ICT教育の充実について

情報活用能力の育成に向けて、ICTを活用した教育、プログラミング教育の充実を図り、児童生徒一人ひとりに個別最適化され、創造性を育むGIGAスクール構想の具現化に向けた授業改善とリモート授業の試行を推進してまいります。

⑥教職員の指導力向上について

町教育委員会主催の研修会を開催するとともに、釧路教育局や教育研究所と連携しながら、各種研修会への参加を促進し、教職員の資質・能力向上に努めてまいります。特に、一人一台端末を積極的に活用し協働的な学びを実現する授業改善のための研修会を実施し、教職員のI

CT活用能力の向上にも努めてまいります。

また、全国的に体罰事故などの問題が後を絶たないことを踏まえ、教職員の不祥事防止に向けた研修を促進し、服務規律の厳正保持に努めてまいります。

さらに、教育行政と教職員との心のつながりを大切にするため、年1回以上の教育長面談を実施してまいります。

⑦学校における働き方改革の推進について

土曜授業も含め日常の授業時数を適切に管理し、教職員の働き方を見直すことで、業務の質や人間性・専門性を高め、児童生徒へ効果的な教育活動を行ってまいります。

また、教職員一人一台の校務用パソコンを活用し、業務の効率化を進めることで、教育の質の向上に努めてまいります。

(2)教育環境の整備について

児童生徒や教員にとって、安心・安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。

また、保護者への経済的負担軽減にも取り組んでまいります。

①校舎・屋体の整備について

散布小中学校職員玄関電子錠工事や高圧変圧器取替補修、各種設備の保守点検を実施するなど、児童生徒および利用者の安心・安全や施設の老朽化の緊急度を考慮しながら改修・補修を行い、施設・備品の維持管理に努めてまいります。

②閉校施設の整備について

町長部局と連携し、利活用の可能性や老朽化施設の解体を検討してまいります。

③教員住宅の整備について

教員がストレスなく日常生活を送ることができるよう、教員住宅の改修・補修や民間住宅への斡旋を行い、快適な住環境の提供に努めてまいります。また、プロポーザル（事業提案）方式による教員住宅の確保を検討してまいります。

④学校配置の適正化について

本町の今後の町づくりに即した新しい学校の在り方について、学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、保護者や地域との話し合いや情報発信を行いながら、学校適正配置基本計画の作成に取り組んでまいります。

⑤スクールバスの運行について

老朽化した車両の更新と適切な路線設定による効率的な運行を行い、バス通学における児童生徒の負担軽減を図るとともに、安全運行を徹

底してまいります。

⑥児童生徒の安全確保や保護者負担の軽減について

児童生徒の生命の安全確保については、学校の実態に即した危機管理マニュアルに基づき、地震や津波災害などの具体的状況を想定した訓練を実施し、子どもの命を守るという強い認識を持って安全確保に努めてまいります。また、家庭や地域、各関係機関と連携しながら、校内外・登下校時の安全対策に取り組み、病気や怪我の予防、薬物乱用の防止、心身の発達と性に関する指導を通して、自ら身を守ることでできる子どもを育成する安全教育を実施してまいります。

保護者への経済的負担軽減については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や負担が過重になっている修学旅行費の援助、育英基金を活用した奨学金の給付、遠距離通学費助成を引き続き実施してまいります。

(3)学校給食の充実について

保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無料化を引き続き実施してまいります。

また、公会計による歳入歳出の透明化や食材価格の変動に対応するため計画的な食材などの購入に努めるなど、安心して安全なおいしい給食を提供してまいります。

あわせて、学校と栄養教諭が連携し、「食に関する指導」により望ましい栄養摂取や食習慣など、食に関する正しい理解と地元食材の活用を通して食材に関わる人たちの存在、食文化や体力・健康と結びつけた学ぶ機会を提供してまいります。

(4)高等学校教育の振興について

社会人としての基礎を培う教育活動の充実、地域に貢献する人材を輩出する学校づくりに積極的に取り組んでまいります。

さらには、地域住民に愛され信頼される、魅力にあふれた学校生活を学校ホームページなどで発信してまいります。

①教育内容の充実について

これまでに蓄積した「浜中学」の成果をもとに、町立高校として地域資源を最大限に生かした巡検学習や企業体験学習などを実施し、「浜中学」をはじめとした探究学習・キャリア教育などの特色ある教育活動を活性化し、地域社会に貢献する人材を育成してまいります。

海外交流視察研修は新型コロナウイルス感染

症により3年間中止していた渡航を再開し、国内の産業視察研修、環境視察研修は事業内容の充実を図り、生徒の知見を高め、郷土愛を育み、これらの学習内容を地域へ還元できるよう引き続き実施してまいります。

また、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた指導の充実を目指し、少人数指導や習熟度別授業および学習支援員を配置した学習指導、個別支援制度を活用した進路指導により、生徒のニーズに応えたきめ細かな教育を推進してまいります。

さらには、高度情報化社会に対応できる人材の育成に向けて、ICT機器を活用した授業展開や18歳成年による主権者教育の充実など、知識や技術はもとより未来社会で生き抜く力の育成に努めてまいります。

②教育環境の整備充実について

ボイラー機の更新工事や老朽設備の修繕を実施するなど、施設の計画的な維持管理に努めてまいります。

スクールバスを運行し、通常の登下校および部活動後の下校の手段ならびに各種学校行事などにおける生徒の移動手段を引き続き確保してまいります。

また、教職員の働き方改革のため、ICT機器の整備と活用を進めてまいります。

さらには、保護者の負担を軽減するため、遠距離通学費、各種模擬・検定試験費用の全額補助、見学旅行費の一部補助を引き続き実施し、生徒の安定した高校生活の支援に努めてまいります。

2 社会教育の推進

町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を営むためには、生涯各期でのさまざまな学びが必要なことから、町民の自主的・主体的な活動を支援するとともに、課題に応じた学習機会を提供してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症により未だに事業の延期や中止が危ぶまれますが、創意工夫を凝らしながら事業の実施に努めてまいります。

(1)乳幼児期教育の充実について

乳幼児の豊かな心を育み、健やかな発達を促し、親子のふれあいを深めるため、「にこにこファミリーフェア」「ブックスタート」、おもちゃ遊び、スポーツ体験などの事業を引き続き実施するほか、町健康福祉課や保育所と連携・協力を図ってまいります。

(2)青少年期教育の充実について

青少年に体験を通じた学習の機会を提供するため、「少年少女国内派遣事業」「中・高校生ボランティアリーダー養成講座」などを引き続き実施するほか、学校向けの事業「生涯学習活動推進支援事業」「少年と高齢者とのふれあい促進事業」「親子ふれあい学級」「中学生の陶芸体験」を通して、学校との連携・協力を図ってまいります。

このほか、青少年の健全育成のため「少年の主張大会」を実施してまいります。

(3)成人期教育の充実について

成人に地域課題の解決や生活に活かされる学びの機会を提供するための講演会を実施するほか、事業を通して仲間づくりや主体的に活動することのできる人材の育成に取り組んでまいります。

また、子育て世代に向けた「子育てセミナー」や「家庭教育講演会」を実施するなど、町民の多様な生活基盤に対応した学習機会の充実を図ってまいります。

(4)高齢期教育の充実について

高齢者の健康で文化的な生活を支えるため「生きがい教室」を実施するほか、町健康福祉課や社会福祉協議会と連携・協力を図ってまいります。

(5)学習拠点の充実について

学習拠点としての機能を強化するため、総合文化センター長寿命化改修を2カ年計画により行い、初年度は屋根、外壁および一部内装改修工事を実施してまいります。なお、工事期間中については施設を一時休館としますが、定期利用団体等については、可能な限り代替施設の提供に努めてまいります。

また、施設内のWi-Fi環境を活用し、オンライン学習やリモートの基地局としての機能を果たすなど、読書・芸術・文化活動や歴史学習での利用促進を図ってまいります。

3 芸術・文化活動の推進

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらしてくれます。豊かで文化的な生活を営むため、芸術・文化に親しみ、深めていくことができるよう機会を提供してまいります。

また、町民が生涯各期において自らの趣味嗜好に応じて芸術・文化に親しむことができるよう芸術・文化活動の推進に努めてまいります。

(1)芸術・文化の振興について

地域の芸術・文化活動の持続可能性を高めるため、文化協会や各団体へ引き続き支援するほか、活動の成果として全道・全国規模の大会に出場する個人および団体へ支援してまいります。

このほか、中学校における部活動の地域移行に向け、関係機関との連携を図り、中学生がこれまで以上に芸術・文化活動に取り組むことができるよう準備を進めてまいります。さらには、中学校における部活動の地域移行と併せ、小学生の芸術・文化活動を支援し、町内の小中学生が一体となって芸術・文化活動に取り組むことができる環境を整備してまいります。

(2)文化財の保護・保全について

文化財の重要性への理解を深め、後世へ受け継いでいくため、引き続き文化財の保護に努めてまいります。

また、総合文化センターの改修に合わせ郷土資料室のリニューアルを行い、現在に至るまでの本町の歴史展示の更新を進めてまいります。

4 スポーツの振興

気軽にスポーツを楽しむことは、心身ともに健康で明るい生活をもたらしてくれます。また、健康への意識が高まり、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられております。このため、本町においては、豊かで健康的な生活を営むために、スポーツに親しみ、深めていくことができるよう機会を提供してまいります。

新型コロナウイルス感染症により、今後も事業の延期や中止が危ぶまれますが、創意工夫と臨機応変に事業を展開し、町民が生涯各期において自らの趣味嗜好に応じて親しみ、楽しむことができるようスポーツの振興に取り組んでまいります。

(1)スポーツ活動の振興について

地域のスポーツ活動の持続可能性を高めるために、スポーツ協会やスポーツ少年団、各団体への支援のほか、活動の成果として全道・全国規模の大会に出場する個人および団体への支援

を引き続き実施してまいります。

また、スポーツ推進委員を中心として、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、町民だれもがスポーツおよびレクリエーション活動を実践し参加することができるスポーツ教室や競技大会を企画・運営し、競技人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

このほか、中学校における部活動の地域移行に向け、関係機関との連携を図り、中学生がこれまで以上にスポーツ活動に取り組むことができるよう準備を進めてまいります。さらには、中学校における部活動の地域移行と併せ、小学生のスポーツ活動を支援し、町内の小中学生が一体となってスポーツ活動に取り組むことができる環境を整備してまいります。

(2)スポーツ施設の充実について

町民の主体的なスポーツの活動を支援するために、大規模運動公園をはじめとした「社会体育施設」の利用促進を図ってまいります。

このほか、施設の長寿命化に向け、計画的な改修を実施してまいります。

主な関連予算

(単位：千円)

ICT教育関連経費(小・中・霧多布高校)	8,636
教職員校務用パソコン等借上(小・中・霧多布高校)	6,219
散布小中学校職員玄関電子錠設置工事	1,265
学校用バス運行委託(町内の小・中・霧多布高校)	69,475
学校用バス購入	11,134
修学旅行補助(町内の小・中・霧多布高校)	2,661
児童生徒の給食無償化経費	22,995
学校給食配送車運行委託	8,233
学校給食配送車購入	9,458
霧多布高校海外交流派遣負担金	3,485
霧多布高校国内視察研修負担金	1,792
霧多布高校ボイラー更新工事	7,680
少年少女国内派遣事業負担金	1,500
総合文化センター改修工事	1,198,594
スポーツ振興補助	2,000

※総合文化センター改修工事は2年の合計額となります。

むすびに

現代における教育課題は高度化・複雑化しており、それに伴って教育行政が取り組むべき使命も非常に重くなっておりますが、ふるさと浜中に誇りを持ち、心豊かで健やかな人生を実現する人材の育成のため、本町の未来を担う子どもたちが自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶ「学校教育」と、生涯にわたる学びや文化・スポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出す「社会教育」を積極的に展開してまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和5年度当初予算

町民と行政との共創のまちづくりに使われます

一般会計予算額 92億6,357万1千円

歳入内訳比較

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	比較
町 税	797,144	776,532	20,612
地方譲与税	123,196	124,611	△ 1,415
利子割交付金	500	660	△ 160
配当割交付金	1,700	1,800	△ 100
株式等譲渡所得割交付金	1,200	2,000	△ 800
法人事業税交付金	7,400	4,900	2,500
地方消費税交付金	142,600	139,200	3,400
環境性能割交付金	8,100	8,400	△ 300
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	300	300	0
地方特例交付金	3,700	2,300	1,400
地方交付税	3,539,000	3,662,000	△ 123,000
交通安全対策特別交付金	900	900	0
分担金および負担金	62,962	58,467	4,495
使用料および手数料	175,265	176,099	△ 834
国庫支出金	708,361	589,697	118,664
道支出金	356,440	325,513	30,927
財産収入	31,810	32,762	△ 952
寄附金	1,103,040	703,030	400,010
繰入金	804,802	472,958	331,844
繰越金	10	10	0
諸収入	78,441	87,374	△ 8,933
町債	1,316,700	809,100	507,600
歳入合計	9,263,571	7,978,613	1,284,958

歳出内訳比較

(単位：千円)

	令和5年度	令和4年度	比較
議会費	52,671	59,248	△ 6,577
総務費	1,748,274	1,352,808	395,466
民生費	872,531	802,953	69,578
衛生費	763,698	617,923	145,775
農林水産業費	671,013	668,507	2,506
商工費	158,065	165,871	△ 7,806
土木費	796,668	957,301	△ 160,633
消防費	680,097	349,361	330,736
教育費	1,175,227	665,064	510,163
公債費	1,036,400	1,099,728	△ 63,328
給与費	1,303,927	1,234,849	69,078
予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	9,263,571	7,978,613	1,284,958

問い合わせ先
役場企画財政課財政係
☎62-2146



各会計予算（令和5年度当初予算対前年度比較）

(単位：千円)

会計名	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率(%)
一般会計	9,263,571	7,978,613	1,284,958	16.1
国民健康保険特別会計	1,188,628	1,237,655	△ 49,027	△ 4.0
後期高齢者医療特別会計	79,007	78,563	444	0.6
介護保険特別会計	493,354	476,980	16,374	3.4
浜中診療所特別会計	340,121	274,906	65,215	23.7
水道事業会計	523,629	305,682	217,947	71.3
下水道事業会計	613,767	418,896	194,871	46.5
合計	12,502,077	10,771,295	1,730,782	16.1

みんな投票 きれいな選挙

浜中町議会議員選挙

浜中町議会議員選挙告示 4月18日



投票日 4月23日

投票所・投票時間

投票区名	投票場所	投票時間
第1.霧多布	浜中町総合文化センター	午前7時～午後8時まで
第2.琵琶瀬	浜中町琵琶瀬住民センター	午前8時～午後6時まで
第3.散布	浜中町漁村センター	
第4.榊町	浜中町榊町会館	
第5.奔幌戸	浜中町奔幌戸ふれあい館	午前8時～午後5時まで
第6.貫人	浜中町貫人会館	
第7.浜中	浜中農村環境改善センター	午前7時～午後7時まで
第8.熊牛	浜中町熊牛地区コミュニティセンター	午前8時～午後4時まで
第9.茶内	浜中町茶内コミュニティセンター	午前7時～午後7時まで
第10.茶内第一	浜中町茶内第一住民センター	午前8時～午後4時まで
第11.茶内第三	浜中町茶内第三母と子の家	
第12.西円朱別	浜中町西円朱別農民研修センター	
第13.円朱別	浜中町円朱別会館	
第14.姉別	姉別農村環境改善センター	午前8時～午後6時まで

※投票区ごとに投票時間が異なりますので、入場券をご確認の上、必ず所定の場所で投票してください。

今年は統一地方選挙の年です。この選挙は、昭和22年以降、4年に一度執行され、今回で20回目を迎えます。明るい社会をつくる大切な選挙ですので、一人ひとりが責任を持ち、棄権とならないよう貴重な一票を投じましょう。

投票できる方

年齢は満18歳以上で、浜中町に3か月以上住所を有し、選挙人名簿に登録されている方です。具体的には、平成17年4月24日以前に出生された方で、令和5年1月17日までに転入の届出をし、引き続き浜中町に住所を有している方が投票できます。

『期日前投票』『不在者投票』を活用し、貴重な一票を大切に

選挙は、原則として投票日当日、本人が投票所で投票しなければなりません。下記の理由により当日投票所へ行けない方は、「期日前投票」や「不在者投票」をすることができます。

【期日前投票】

- ◇仕事や冠婚葬祭、またはレジャーや買い物などの予定があり、投票日当日に区域内にいない方。
- ◇病気やケガ、妊娠などの理由で歩行の困難な方。
- ◇離島など、交通の不便な場所に住んでいたり、そこに滞在している方。
- ◇天災または悪天候により投票所に到達することが困難な方。

【不在者投票】

- ◇出張や旅行、出稼ぎなどの理由で、期日前投票をすることができない方。
- ◇病院に入院中または老人ホーム（指定施設）に入所中の方は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の長に投票の請求を依頼してください。
- ◇マイナポータルによるオンライン手続きもできます。

【郵便等による不在者投票】

- ◇身体に重度の障がいがあり投票日に投票所へ行くことができない方が自宅で投票できる制度で、下表の方が該当になります。
- ※手続きは、選挙管理委員会に身体障害者手帳か戦傷病者手帳を添えてお申し込みください。



町HP



マイナポータル

郵便等投票ができる方

身体障害者手帳	
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級か2級
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級か3級
免疫、肝臓の障がい	1～3級
戦傷病者手帳	
両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

代理記載制度（郵便等投票の対象者）

代理記載制度該当要件
身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢または視覚の障がいの程度が1級の方 ※視覚障がいのみの方は該当しません。
戦傷者手帳の交付を受けている方で、上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方

※請求期限は、4月19日(水)までとなります。

○期日前投票および不在者投票ができる期間と場所について

【期 間】 ◇ 4月19日(水)～4月22日(土)まで

【場 所】 ◇ 浜中町役場（本庁）2階会議室 午前8時30分～午後8時まで

【問い合わせ先】 浜中町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎62-2125

防災特集 津波への備え

浜中町では、過去に津波による多くの被害を受けています。いつ起こるか分からない津波災害から身を守るためには、日頃からの備えが大切です。しっかり備えができていないか、確認してみましょう。

◆非常用持ち出し品の準備

災害時は、どれだけ早く避難を開始できるかが重要です。非常時でも必要なものをすぐに持ち出せるよう、リュックなどにまとめて、分かりやすいところに置いておきましょう。

●非常時の持ち出し品チェックリスト（例）

<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 非常食
<input type="checkbox"/> 持病薬	<input type="checkbox"/> お薬手帳	<input type="checkbox"/> 衣類
<input type="checkbox"/> 防寒着	<input type="checkbox"/> モバイルバッテリー	<input type="checkbox"/> 救急用品



◆避難先、避難ルートの確認

災害が発生した場合に緊急に避難する場所を指定緊急避難場所といい、避難した人が一時的に生活できる場所を指定避難所といいます。避難が必要になったとき迷わず向かえるよう、「はまなか防災マップ」を見て、事前に場所とルートを確認しましょう。

●はまなか防災マップ（各家庭に配布、町ホームページで公表）



町HP

◆訓練への参加

町では毎年、津波避難訓練を実施しています。避難開始までの行動や避難場所までの移動を実際に行ってみると、必要な備えについて気付いたり、本当に災害が起きたときに素早く行動できるので、積極的に参加しましょう。

●去年の津波避難訓練の様子



◆家族と話し合い

災害はいつどこで起こるか分からないので、家族と離れ離れになることがあります。その場合に備えて、お互いの役割や集合場所について話し合しましょう。



◆津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

気象庁は、地震が発生してから約3分を目標に、以下のような津波情報を発表します。ただし、巨大地震が予想された場合、精度の良い地震の規模を求めることができないため、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝えます。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

◆早期避難について

気象庁の津波情報を待っていると、避難が間に合わなくなる可能性があります。町では、地震発生後、約20分後に津波が到達すると想定されていますが、揺れている間は動けず、さらに避難の準備は時間がかかるため、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、津波情報の発表を待たずに、すぐに避難を開始する、「早期避難」を心がけましょう。

霧多布地区 新川東地区



浜中町津波防災啓発用 VR 動画について

町では、災害時に向けた事前の備えを住民に働きかけることを目的として、浜中町津波防災啓発用VR動画を作成しました。

この動画は、浜中町で起こることが想定される最大クラスの地震をCGを用いて再現し、さらに津波からの避難を疑似的に体験できるように、VR動画として作成しました。

霧多布地区スポーツ広場周辺から避難する動画と新川東地区ニコット周辺から避難する動画の2本があり、それぞれYouTubeで公開していますので、ご覧になりたい場合は、上記のQRコードを読み込んでご覧ください。

また、職員が出向いて上映会と説明を行うこともできますので、希望される場合は、防災係までご連絡ください。

●問い合わせ先 役場防災対策室防災係 ☎62-2138

役場職員の副業について4月から新しいルールを運用

役場職員は地方公務員法の規定により、任命権者（浜中町役場の場合は、浜中町長）の許可を受けなければ、副業（営利企業等に従事）をすることができないよう制限されています。

近年、国や民間において働き方改革が推進され、全国の各自治体でも地域貢献を通じた副業に関する基準を明確化する動きが活発化しています。

町としても、職員の積極的な地域貢献活動を促進するため、本年4月1日から職員の副業に関する新しいルールを運用します。

●役場職員の新しい副業ルールの概要

※これまで運用していたルールも引き続き適用されます。

▽新しい副業ルールの視点

- ・職員が勤務時間外に積極的に地域貢献に参加することで、地場産業や地域への理解を深める
- ・地域貢献を通じて町民との交流を重ね、信頼関係を築くことで職務遂行に役立てる

▽対象となる活動

次の(1)～(3)の「いずれか」に当てはまるもの

- (1)教育、芸術、文化、スポーツ等の発展、活性化に寄与する活動
- (2)地域の発展、安心・安全の確保に貢献する活動
- (3)上記2つに準ずる活動であり、任命権者が特に認めるもの

▽副業を許可する基準

次の「全ての項目」に当てはまること

- ・副業する日…勤務のない日または勤務のある日は勤務時間外
- ・副業する時間…継続的に活動を行う場合は、基本的に〔週8時間以下、1か月30時間以下、勤務のある日は3時間以下〕
- ・副業の報酬額…地域貢献活動の範囲として認められる金額
- ・副業する活動先…町との間に特別な利害関係が発生する可能性がなく、職務上の公平性を損なう可能性がない活動先
- ・そのほかの事項…地域の発展、活性化に寄与する活動であること
 - …信用を失う行為が発生する可能性がないこと
 - …宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動ではないこと

●例えば…

昆布漁期に人手が足りず困っている昆布漁師さん…
土日だけでも働ける人いないかな…



役場職員が報酬をもらって土日に昆布干し作業のお手伝い！



地域に貢献！

- ・一次産業の振興、町の活性化につながる！
- ・活動先や他の町民との交流にも！

今後、役場職員は許可を得た上で、地域貢献につながる副業を行う場合があります。町民の皆さまには、ご理解とご協力をいただくようお願いいたします。

●問い合わせ先 役場総務課職員係 ☎62-2129

マイナポイント申し込み期限は5月末まで！

マイナンバーカードを2月末までに申請された方が対象のマイナポイントの申し込み期限が5月末までに延長となりました。役場本庁、茶内・浜中支所では、マイナポイントの申し込み手続きの支援を行っていますのでまだ申し込まれていない方はご利用ください。期限が近づくと窓口が混雑することが予想されますので、お早めに申し込んでいただくことをお勧めします。また、お持ちのスマートフォン等からも申し込み可能ですので、操作が可能な方は、そちらで申し込んでいただきますようお願いいたします。

対象者	付与ポイント	付与方式	申込期限
マイナンバーカード 新規取得者	最大5,000円	プレミアム方式 (付与率25%)	令和5年5月末
保険証としての利用 申し込みを行った方	7,500円	直接付与方式	令和5年5月末
公金受取口座の登録を 行った方	7,500円	直接付与方式	令和5年5月末



マイナポイントの申し込みをするには・・・

- ・マイナンバーカード
- ・4桁の暗証番号（カードを受け取った時に設定したもの）
- ・本人名義の口座の通帳かキャッシュカード
- ・ポイントを付けるカード（ペコマ、ルパンPay、nanaco等）

が必要だよ！

マイナンバーカードシステムメンテナンスのお知らせ

令和5年4月29日(土)～令和5年5月7日(日)にかけてマイナンバーカードに関するシステムのメンテナンスが行われます。つきまして、上記の期間中はマイナンバーカードに関する手続き（交付、更新、暗証番号の変更等）は役場本庁、茶内・浜中支所すべてで行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

●問い合わせ先 役場住民環境課戸籍住民係 ☎62-2184

浜中診療所からのお知らせ



【内科医師派遣診療のお知らせ】

北大第二内科医師による診療を行います。この期間中は急な体調不良など、症状に応じて対応しますが、来院される前に必ず下記まで電話連絡をお願いします。

○診療予定日 4月14日(金)～16日(日)・28日(金)～30日(日)

【整形外科診療のお知らせ】

医療法人東北海道病院の医師による整形外科診療を行います。腰痛、肩痛、股関節痛などにより受診を希望される方は予約が必要となりますので、下記までお申し込みください。

○診療予定日 4月11日(火)・25日(火)

○診療時間 14時～

※上記の各診療日の翌日から、次の診療日の予約を受付します。

※医師の都合により、診療日が変更になる場合があります。

問い合わせ先
町立浜中診療所
☎62-2233

ひなまつりイベントを開催しました

2月25日・26日の2日間でひな祭りイベントを実施しました。イベントでは、木のひな人形作りや浜中町の牛乳を使ったミルク甘酒の無料配布、町総合文化センターから図書司書の方を招き、絵本の読み聞かせなどを行いました。

両日たくさんの方にご来館いただき、にぎやかなイベントとなりました。

**きりたっぷ子ども自然クラブ活動写真展のお知らせ**

霧多布湿原センター 2F タンチョウホールにて、昨年度実施した「きりたっぷ子ども自然クラブ」の活動風景を収めた写真展を開催します。 期間：4月12日(水)～5月7日(日)

Instagram を開設しました！

イベントや四季の風景など旬な情報を皆さまにいち早くお届けするため、霧多布湿原センターの公式 Instagram を開設しました。

作業風景などちょっとした写真や動画も投稿しますので、ぜひご覧ください！



●予約・問い合わせ先 霧多布湿原センター ☎65-2779 <https://www.kiritappu.or.jp/center/>

**ごみ博士からのお知らせ！****●今回のテーマは「スプレー缶の分別について」じゃ！**

スプレー缶を資源物として出すときは、そのまま中身の見える透明または半透明な袋で排出するようにしてくれよ！燃えないごみの袋や空缶の袋と一緒にに入れて排出してもレッドカードを貼られ収集されないので注意するのじゃ。

その理由は、スプレー缶の中に残った可燃性のガスに引火することで、車両や処理施設の火災につながる恐れがあるからじゃ。スプレー缶を収集に出すときはそのまま中身を使い切ってから排出してくれよ！ただし、スプレー缶への穴あけは不要じゃ。

なお、ラッカースプレー等の塗料のスプレー缶はリサイクルができないので、中身を使い切ってから燃えないごみの袋に入れて排出してくれよ。



**面倒なことでも、小さなことからコツコツと！
それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！**

地域おこし協力隊員!! めぐ★たんの活動日誌

こんにちは。地域おこし協力隊の内田です。

春は出会いと別れの季節とよく言われていますが、自身の周りでも若干の出会いと別れがありました。皆さまは新年度いかがお過ごしでしょうか。

さて、地域おこし協力隊として着任してから一年が過ぎました。この1年は湿原センターや行政のお手伝いを通してさまざまな方と出会い、時には楽しみ時には悩み、助けられながら、やっと過ごすことが出来ました。周りの多くの方々に地域の課題に向き合いながら生活することが地域おこし協力隊の役目の一つですが、自分は少しは達成できたのかなと思っています。2年目を目の前にしてまだ試行錯誤の繰り返しではありますが、かつて浜中で過ごしたことのある人やこれから新たに浜中で過ごす人に、自分たちの地域を誇りにに思ってもらえるよう、協力隊として地域を盛り上げていければなという気持ちを改めて抱きました。町民の皆さま、今年度も何卒よろしくお祈りします。



地域おこし協力隊 内田愛実 (うちだ めぐみ)

ロータリ除雪車を更新

【令和4年度 防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金事業】

町では、「防衛省特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」を活用して、ロータリ除雪車を更新しました。

ロータリ除雪車は、冬は歩道などの狭い場所の除雪、夏は道路清掃や路肩の草刈りなど、1年を通じて町道の維持作業に使用されますが、これまで使用していたロータリ除雪車は、納車後19年が経過し、老朽による馬力の低下等で道路維持作業に支障が生じていました。

今回の更新により安定的に町道の維持管理作業を行うことができるようになり、地域住民の安心・安全な生活環境の整備に大きく貢献するものと期待しています。





しょっかい 食改の^{しよっかい}だいどころ



浜中町食生活改善協議会のおすすめレシピ紹介！

【材料：4人分】

「サラダチキンと三つ葉のおにぎり」

- ☆ごはん…………… 600g
- ☆サラダチキン…………… 120g
- ☆三つ葉…………… 40g
- ▲白ごま……………大さじ2杯
- ▲しょうゆ……………小さじ2杯

【作り方】

- ① サラダチキンはほぐし、三つ葉は1.5cm長さに切る。
- ② ボウルにごはん、①とAを加えて混ぜる。8等分にして握る。



* 浜中町食生活改善協議会では…*

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、町民の皆さまの健康維持・増進につながるよう活動をしています。



野菜を食べよう簡単レシピ

「新玉ねぎの肉巻き」

【材料：4人分】

- ☆新玉ねぎ…………… 2個
- ☆豚もも肉の薄切り…………… 500g
- ☆塩こしょう……………少々
- ☆片栗粉……………大さじ1杯



野菜
摂取量
約50g

【作り方】

- ① 新玉ねぎを1.5cmのくし形に切る。
- ② ①を豚もも肉で巻いて、塩こしょうをし、片栗粉をまぶす。
- ③ 耐熱皿に②の巻き終わりを下にしてのせる。ラップをして電子レンジで5分加熱し、火が通ったら完成。(火が通っていない場合はさらに2分加熱してください)

※お召し上がりの際はお好みでドレッシングなどをご使用ください。

春が旬の玉ねぎを使った1品です。電子レンジで加熱するため、油いらずで作ることができます。また、玉ねぎには硫化アリルが豊富に含まれており、動脈硬化予防にオススメの食べ物です。

1人分

エネルギー 273kcal

食塩相当量0.1g

駐在所からのお知らせ

厚岸警察署 ☎52-0110 霧多布駐在所 ☎62-2151
浜中駐在所 ☎64-2151 茶内駐在所 ☎65-2151

春のヒグマによる人身被害の防止

4月は、ヒグマが冬眠から目覚め、食料を探して活発に活動する季節です。ヒグマによる人身被害を未然に防止するため、次のことに注意しましょう。

- 複数で行動し、鈴やラジオ等を携帯しましょう。
- ヒグマは身近な場所にも潜んでいる可能性があります。ヒグマの出没情報等を確認しましょう。
- ゴミの処理には注意しましょう。
- フンや足跡などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ヒグマに遭遇したときは、落ち着いて行動しましょう。



山菜採りによる事故の防止 ～慣れた山にも隠れた危険～

例年4月に入ると、行者ニンニクやタケノコなどの山菜を求めて入山し、山中で道に迷ったり、沢に転落する事故が発生しています。慣れた山でも油断による「危険な落とし穴」があることを忘れず、下記の点に注意しましょう。

山菜採りによる 事故を防ぐために

- 行き先を家族に伝えましょう！
- 無理に山奥に入らないようにしましょう！
- 単独での入山は避けましょう！
- 目立つ色の服装で入山しましょう！
- 携帯電話やホイッスルを持ちましょう！



自転車の盗難被害防止と防犯登録の推進

例年雪解けを迎えると自転車の利用機会が増えるとともに、自転車の盗難が増加します。

あなたの大切な自転車を
盗難被害から守るために

- ① 短時間の駐輪でも必ず**ツーロック**！
- ② 自宅、駐輪場でも油断せず**ツーロック**！
- ③ **防犯登録**は忘れずに！

大切な**自転車**には

ツーロックと



防犯登録を
忘れずに**しましょう**！

2 / 6 浜中町がバイオマス産業都市に認定

～環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す～

2月6日、農林水産省でバイオマス産業都市の認定証授与式が開催され、松本町長が農林水産省野中副大臣から認定証を受け取り、バイオマス産業都市についての抱負を述べました。

バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬・製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域のことで、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同選定しており、令和4年度に本町が選定地域に選ばれていました。



2 / 15 茶内子育て支援センターで小児救急講座を実施

～AEDの装着、のどを詰まらせたときの対処法について学習～

2月15日、茶内子育て支援センターでは、浜中消防署の職員の方をお招きし、小さなお子さんを持つ保護者の方を対象に小児救急講座を実施しました。

講座では救急車を呼ぶ案件の多い子どもの症状や119番通報するときの注意点などについてのお話のほか、人形を使い、胸骨圧迫やAEDの装着、のどを詰まらせたときの対処法について学習しました。

講師を務められた署員の方からは「日本では子どもの事故が多いので、保護者の皆さまには心肺蘇生法を身に付けてほしい」と説明がありました。



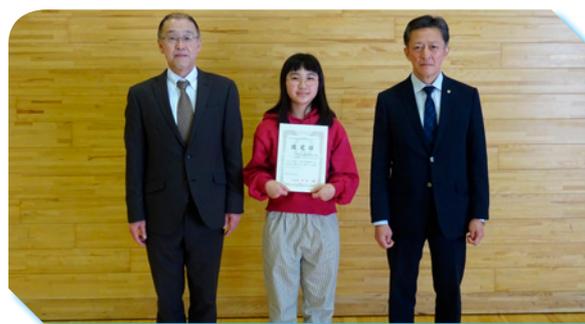
2 / 22 霧多布小学校が学校版環境ISOに再認定されました

～豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいく～

2月22日、霧多布小学校（新井真人校長）で「浜中町学校版環境ISO」の認定式が行われました。霧多布小学校は、今回が6回目の認定となります。児童は、節水や節電、ごみの分別等が習慣づけられ、委員会を中心に、ペットボトルキャップや牛乳パックの資源物の回収を行っており、リサイクルに対する取り組みがしっかりと実施されていました。

職員室内においても、裏紙や封筒の再利用を行うなど、児童と教職員双方の意識の高さを感じられました。

今後も、児童、教職員の皆さんが一体となって環境にやさしい学校づくりに取り組んでいただくとともに、本町の豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでくれることを期待しています。



2 / 23・24

浜中町・沖縄県与那原町少年少女体験相互交流事業を実施

～5年ぶり！！沖縄県与那原町から冬の浜中町へ！！～

平成30年2月以来5年ぶりに、沖縄県与那原町商工会青年部員9人とそのお子さんの小学生6人が、2月23日から24日まで本町を訪れました。

与那原町商工会青年部と浜中町商工会青年部が姉妹提携を結んでいることから、20年以上子どもたちの相互交流を続けており、互いの異なる食や歴史、文化などを体験することで見聞を広めるとともに、自分の故郷についても再認識し、将来を担うリーダーづくりを目的に継続されている「浜中町・沖縄県与那原町少年少女体験相互交流事業」の一環です。

23日には湿原センター周辺で親子でそり滑りや雪遊びをした後、モンキー・パンチコレクションの見学、24日には役場への表敬訪問とMO-TTOかぜで町の特産品を使ったアイスクリームやピザづくりなど多くの体験をしました。

浜中町でのさまざまな経験が与那原町商工会青年部とそのお子さまたちだけでなく、本町の商工会青年部や事業に携わった方々にとっても、大変有意義で貴重な体験ができる機会となっています。今後も次のリーダー候補をお待ちしています。



2 / 27

霧多布保育所で絵本を使った津波教育

～地震や津波に対する基礎的な知識を身に付ける～

2月27日、霧多布保育所の子どもたちに地震や津波に対する基礎的な知識を身に付けてもらうため、浜中消防署職員と女性消防団員による絵本の読み聞かせが行われました。

この日は、「地震が起きたら机など硬いものの下に隠れ、姿勢を低くして頭を守ってください」・「大人の言うことを聞いて高いところへ避難してください」とのお話があり、子どもたちは、とても真剣なまなざしで聞いていました。



2 / 28 2022年度北海道子どもかるた大会で全道2位に入賞

～最後の一枚まで諦めず～

浜中小学校（大山淳子校長）と霧多布小学校の5・6年生で構成されるチーム「獅子奮迅」が2月19日札幌で開催された2022年度北海道子どもかるた大会小学生の部で全道2位に入賞し、2月28日町役場にて松本町長と佐藤教育長へ報告しました。

道大会で浜中のチームが入賞するのは初であり、今後のさらなる健闘が期待されます。



3 / 1 霧多布岬のラッコの記念切手を寄贈いただきました

～町の海で暮らすラッコの親子を題材として切手を作成～

3月1日、日本郵便北海道支社は、オリジナルフレーム切手「霧多布岬のラッコたち～浜中町の海で暮らす親子の物語」を発売し、写真を提供したNPO法人エトピリカ基金の片岡義廣理事長と町に切手を寄贈いただきました。

この切手は、町の海で暮らすラッコの親子を題材として作成され、親子で海に浮かぶ様子など片岡理事長撮影の14枚の写真を採用しています。

このたびの寄贈に対し、心から感謝申し上げます。



3 / 7 浜中消防署と女性消防団が火災予防のPR

～住宅用火災警報器を取り付けましょう～

3月7日、浜中消防署職員と女性消防団の方が霧多布温泉ゆうゆに来られた方へ火災予防に関する広報活動を行いました。

この取り組みは、3月7日の「消防記念日」に合わせて実施され、平成23年度から設置が義務化となった住宅用火災警報器についてパネル等で説明し、設置を呼びかける文字が印字されたタオルや消防団員募集のチラシを配布しました。

住宅用火災警報器の交換は、機種にもよりますが、おおむね10年とのこと。これを機に、皆様のご家庭の火災警報器の交換期限を確認するとともに、設置をしてない方におかれましては、万が一の火災に備え、すぐに取り付けましょう。



卒業証書授与式 SNAP



3月15日、各中学校
で卒業証書授与式が挙
行されました。
ご卒業おめでとうございます。




産業後継者就業交付金制度

町では、産業後継者の育成支援を推進するため、「浜中町産業後継者就業交付金制度」を実施しています。交付金は、各産業の後継者であって新たに学校を卒業して就業した場合や前任者の事業に新たに後継者として就業した場合に交付します。

■新規卒業者の交付対象者

- ① 中学校以上の学校を卒業し、農業協同組合、漁業協同組合または商工会（以下、産業団体）に属する者の後継者（二親等以内の直系卑属および兄弟姉妹ならびにその配偶者）であって、各産業に新たに後継者として従事する者
- ② 就業開始日までに浜中町に住所を有している者
- ③ 対象者が属する産業団体の推薦を受けた者

■Uターン者等の交付対象者

- ① 産業団体に属する者の後継者（二親等以内の直系卑属および兄弟姉妹ならびにその配偶者）で、後継者として各産業に従事することを目的に本町へ転入するなど（町内他事業種からの転職でも対象とする）、新たに後継者として従事する者
- ② 就業開始日までに浜中町に住所を有している者
- ③ 対象者が属する産業団体の推薦を受けた者

■交付額等

- ① 交付金額 月額5万円
- ② 交付期間 就業から最大36か月
- ③ 交付時期 各年度の事業完了後（各年度末に実績報告書の提出が必要）

■交付の制限

申請者が次の要件に該当する場合は、交付金の対象となりません。

- ・町税、使用料等を滞納しているとき
- ・偽り、その他不正な手段により承認を受けたとき

交付金の申請方法

■提出書類（農業後継者、漁業後継者、商工業後継者共通）

- ①承認申請書 ②就業概要書 ③履歴書 ④住民票
- ⑤その他必要と認める書類

■提出時期

随時受け付けます。詳細は、下記までお問い合わせください。

■提出・問い合わせ先

農業後継者	役場農林課農政係	☎65-2186(直通)
漁業後継者	役場水産課漁政係	☎62-2243(直通)
商工業後継者	役場商工観光課商工労働係	☎62-2147(直通)

浜中町安心住まいる促進事業

町では、町民が永く安心して住み続けられる住まづくりと住環境整備の促進、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅の新築およびリフォームを行う方に助成金を交付しています。

●令和4年度から下記の条件に変わりました

★令和3年度以前に、助成を受けた方も全員が改めて利用可能となります。

- ① 新築住宅を取得した場合、5年後に住宅リフォームの申請ができます。
- ② 住宅リフォームの申請が、合計20万円の助成となるまで複数回利用できます。
- ③ 最初の交付決定日から5年後には、再び住宅リフォームの申請ができます。
- ④ 新たに新築住宅や中古住宅を取得した場合も、再利用できます。

●助成の条件

- ① 工事着手前であること
- ② 本町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方
- ③ 町内住宅の所有者で、対象住宅に居住している方または居住する予定である方
- ④ 町内の建設業者と請負契約を締結した方
- ⑤ 住宅所有者と同居親族全員が町税や各種使用料などを完納していること
- ⑥ 専用住宅および併用住宅（住宅部分のみ）であること
- ⑦ 新たに新築住宅または同居の親族以外から中古住宅を取得した方

●工事の種類と助成金額

工事の種類	助成対象工事費	助成金額
① 住宅の新築または新築建売住宅の購入	500万円未満	助成対象外
	500万円以上	一律30万円を助成
② 住宅リフォーム 合計20万円の助成となるまで複数回使用可能	10万円未満	助成対象外
	10万円以上200万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	200万円以上	一律20万円を助成
③ 水洗化改造工事（住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「②住宅リフォーム」の工事とみなします）	10万円未満	助成対象外
	10万円以上30万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	30万円以上	一律3万円を助成

対象の工事

- ・ビルトインタイプのIHコンロおよびガスコンロ
- ・エアコン・ロスナイ換気扇・天井換気扇・石油給湯器など専門業者によって設置されるもの
- ・風除室・サンルーム

対象外の工事

- ・後付照明器具・備置きコンロ・ストーブ・家具
- ・家電・カーテン・ブラインド・じゅうたん
- ・車庫・物置・外構（舗装・融雪設備・庭・花壇）

大地震に備え、住宅の無料耐震診断を実施しませんか？

町では、大規模地震による住宅の倒壊などの被害から住民の命や財産を守ることを目的に、昭和56年5月以前に着工された住宅の耐震化工事に対し、最大で30万円までの補助を行っています。

『耐震性があるか心配』、『補助の内容について知りたい』、『耐震補強工事をしたいが、どうしたらいいかわからない』など、心配や疑問があれば、まずは、無料の耐震診断の実施をお勧めします。

また、町では建設年次問わず、住宅の耐震化について相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 役場建設課建築係 ☎62-2343

令和5年度から不妊治療費の助成を拡充します！

不妊治療費の助成については、令和4年度より体外受精などの基本治療は全て保険適用となりました。

町では、子どもを持ちたい方々の気持ちに寄り添い、令和5年度から不妊治療に係る経済的負担のさらなる軽減のため、不妊治療費の助成を拡充します。

浜中町不妊治療費助成事業	
助成の対象となる方	①原則、法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚関係にある方も含む） ②不妊治療（一般不妊治療、生殖補助医療）を受けている夫婦 ③夫婦ともに浜中町に住んでいて、町税等の滞納がないこと ④医療保険に加入している、または被扶養者であること
対象の治療	●一般不妊治療：タイミング法、人工授精 ●生殖補助医療：採卵・採精、体外受精・顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植、男性不妊治療
助成内容	不妊治療に要する自己負担分を助成（年齢・回数・通算助成期間の制限なし） ・医療保険（高額療養費を含む）の適用を受けた後の自己負担額 ・医療保険の適用外の治療に要した費用の自己負担額 ※医療費がひと月の自己負担限度額の上限を超えることが想定される場合、事前に保険者から、限度額認定証を発行してもらい、病院を受診してください。持参できず、自己負担限度額の上限以上の医療費を支払った場合、先に保険者から高額医療費の還付を受けてから、浜中町不妊治療費助成事業の申請をお願いします。
申請方法	1回の治療を終えてから6か月までに申請（やむを得ない事情がある場合は最大1年まで） ※一般不妊治療における助成金の申請に限り、6か月の期間以内に受けた治療をまとめて申請することができます。
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・浜中町不妊治療費助成事業申請書 ・浜中町一般不妊治療費助成事業受診等証明書または浜中町生殖補助医療費助成事業受診等証明書（主治医から治療証明を受ける） ・不妊治療および調剤に係る領収書、診療明細書・薬剤情報提供書等の写し ・健康保険証の写し ・高額療養費制度に基づく限度額適用認定証の写しまたは支給決定通知書等の写し（該当する場合）※浜中町国民健康保険加入者は必要ありません ・それぞれの戸籍謄本と住民票謄本（事実婚の場合） ・事実婚関係に関する申立書（町の様式） ・預金通帳の写し ・印鑑

●申請・問い合わせ先 役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307

令和5年度 人づくり事業の募集

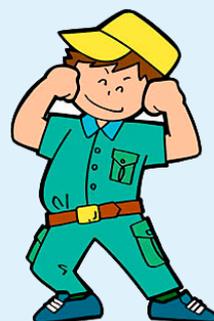
本町の将来に向けた人材育成を目指し、町内の個人・団体が主体となって実施する人づくり事業を新たに募集します。対象事業等は次のとおりとなっていますので、希望される場合は下記までお問い合わせください。

○対象事業

- ▶国内および海外派遣交流事業
- ▶指導者養成にかかる技能取得等の研修事業
- ▶町の産業にかかる生産加工技術取得等の研修事業
- ▶生活、文化、スポーツ、福祉にかかる技能取得等の研修事業

○対象経費 …… 旅費、研修費、教材費等

○申込期限 …… 4月21日(金)まで



令和5年度 地域振興補助事業について

町は、明るく活気に満ちた地域を目指し、各自治会や町内会、住民活動団体が実施する地域活性化事業やコミュニティ事業に対し、その経費の一部を支援する地域振興補助事業を実施しています。

本事業の活用を希望する団体等は、補助対象事業や補助率等にそれぞれ規定がありますので、事前に下記までお問い合わせください。

北海道U I Jターン新規就業支援事業について

町は、北海道と連携し、移住支援事業として「北海道U I Jターン新規就業支援事業」を実施しています。

●対象となる方

- ・直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤している方
- ・移住する直前に連続して1年以上東京23区内に在住または東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ・1年以内に地域課題解決型企業支援事業の交付決定を受けた方
- ・所属先企業等からの命令ではなく、自身の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行いテレワークを行う方
- ・申請日から5年以上、浜中町で居住する意思のある方

●支援金支給額

- ・単身で移住した場合：60万円
- ・世帯で移住した場合：100万円（※18歳未満の世帯員がいる場合加算有）

●申込方法

- ・申請書を役場企画財政課企画調整係へ提出

本事業については、国、北海道および町の予算で行っております。それぞれの予算の状況によっては申請受付を停止する場合があります。該当になりそうな場合は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先 役場企画財政課企画調整係 ☎62-2237

道内事業者等事業継続緊急支援金 (エネルギー価格高騰分)のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、エネルギー（電気・ガス・燃油）の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者（一次産業含む）の皆さまの事業継続に向けた支援金を北海道が給付しています。

申請期限が近づいていますので、これから申請することを考えている方は早めに申請手続きを行ってください。

■受給できる要件（給付要件）

※次の2つの要件のどちらも満たしている必要があります。

要件①（売上要件）

令和3年11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年11月～令和2年3月までの同月比で20%以上減少

+

要件②（エネルギーコスト要件）

令和4年12月以降のいずれかの月に事業のために支払ったエネルギー単価が令和2年11月～令和3年11月までのいずれかの月の単価よりも増加

■給付額

中小・小規模事業者：10万円、個人事業者：5万円

※この支援金は事業者単位の給付となります。店舗などの事業所単位ではありませんので注意してください。

■受付期間

令和5年1月19日(木)～4月30日(日)まで

■申請等について

- ・申請は、専用ホームページ（<https://kinkyushien-energy-hokkaido.jp/>）からの電子申請が便利です。
- ・郵送申請や給付金の詳細について確認したい場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



専用HP
QRコード

●問い合わせ先

役場商工観光課商工労働係

☎62-2147

事業継続緊急支援金専用コールセンター

☎011-350-6711

※コールセンターの受付時間は、平日の8時45分～17時30分までです。

令和6年度 釧路管内町村職員採用資格試験のご案内

令和6年度に採用される釧路管内町村職員の採用資格試験が7月9日(日)釧路センチュリーキャッスルホテルで行われます。受験資格や申し込み等については次のとおりとなっています。

受験資格

○大卒…平成7年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた者

※高卒の採用資格試験は、後日改めて周知します。

受験申込

申込書を4月3日(月)～5月19日(金)（郵送の場合は5月19日付消印有効）までの間に、役場総務課もしくは釧路総合振興局内釧路町村会に提出してください。

（申込書は、4月3日から役場総務課職員係でも交付します）

●申し込み・問い合わせ先

役場総務課職員係

☎62-2129

釧路町村会事務局

☎0154-43-0649

「再生可能エネルギー」を新たに導入する方に補助金を交付します

町では、地球温暖化の防止に寄与し、循環型社会の構築と環境にやさしいまちづくりを推進するとともに地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギー等の設備を設置する方に補助金を交付します。詳しくは下記までお問い合わせください。

【浜中町再生可能エネルギー等導入対策事業費補助金の概要】

1 補助対象者

- ①町内に住所を有し、または住所を有する見込みの方
- ②自ら居住する町内の住宅または店舗等との併用住宅にシステムを設置する方
※居住の用に延べ床面積の2分の1以上を供するものに限る。
- ③建売住宅供給者等から自ら居住する町内のシステム付住宅を購入する方
- ④上記の方で町税等（同居の親族を含む）を完納している方
- ⑤補助対象者（同居の親族を含む）は、過去に浜中町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けていない方

2 補助対象事業および補助金の額（限度額） ※未使用のものであること。

対象設備	対象設備の要件	補助金の算定	限度額
太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置した太陽光システムのうち10kW未満のもの	1kWあたり2万円 (上限5kW)	10万円
小型風力発電施設	風力でブレードを回転させ、その回転運動を発電機に伝えて発電する発電機の定格出力が100W以上の施設	経費の10分の1	10万円
地中熱利用施設	地中熱を利用する設備を設置する施設	経費の10分の1	10万円

3 補助の方法

「浜中町ピリカ金券」による補助とします。

4 補助事業条件

町内建設業者等が補助対象事業を行うことが補助対象となります。

5 申請期間

令和5年4月3日(月)～令和5年12月29日(金)

6 申請先

役場住民環境課環境政策係

※交付申請は、必ず事業の着手前または補助対象設備付住宅の取得前に行ってください。

7 申請時必要書類等

①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③誓約書兼同意書 ④対象設備の設置に係る契約書もしくは見積書の写しまたは対象設備付き住宅売買契約書の写し ⑤仕様書 ⑥住宅の位置図 ⑦対象設備を説明する書類（カタログ等） ⑧その他町長が必要と認める書類等

●問い合わせ先 役場住民環境課環境政策係 ☎62-2204

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ（保険料率改定）

令和5年3月分（4月納付分）から健康保険料率は10.29%（△0.10%）、介護保険料率は1.82%（0.18%）となります。ご自身の健康づくりや医療のかかり方などを振り返り、より最適な行動をすることが将来的な北海道の医療費上昇、保険料率の伸びを抑えることにもつながりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

〈さらにお得になる「生活習慣病予防検診」のご案内〉

協会けんぽでは、35～74歳の被保険者を対象に「生活習慣病予防検診」を実施しており、年度内お一人さま1回に限り、検診費用の一部を補助しています。令和5年4月からは、より多くの方に受診いただくために自己負担額を7,169円から5,282円に軽減します。また、定期健康診断の検査項目に加えて、5大がん検診を含めた充実した検診項目をご用意しています。協会けんぽのお得で充実した内容の「生活習慣病予防検診」をぜひご利用ください。

●問い合わせ先 全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部 ☎011-726-0352（代表）

北海道職員採用試験 「普及職員（農業）」の募集

北海道庁では、試験研究機関や農業関係団体などと連携し、農業の生産性向上、農業経営や農村生活の改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する普及職員を募集しています。

◆普及職員（農業）A区分（大学卒業または卒業見込みの方）

申込受付 5月8日(月)～5月18日(木) 採用予定数 21人

◆普及職員（農業）A区分（専門試験口述型 第2回）
（大学卒業または卒業見込みの方）

申込受付 8月14日(月)～8月24日(木) 採用予定数 10人

◆普及職員（農業）C区分（民間企業などの職務経験者）

申込受付 7月31日(月)～8月10日(木) 採用予定数 13人



採用試験日程
（総合案内）
のページ



普及職員（農業）
職員採用
のページ

●問い合わせ先 農政部生産振興局技術普及課普及推進係 ☎011-204-5379

令和4年度調理師試験について

試験日 8月29日(木) 13時30分～16時

試験地 釧路市（試験会場については、受験票により受験者へ通知）

受験願書の提出先および受付期間

提出先 釧路保健所または釧路保健所標茶支所 受付期間 5月8日(月)～5月19日(金)

合格発表 10月13日(金) 9時 受験手数料 6,900円

●申し込み・問い合わせ先 釧路保健所企画総務課企画係 ☎0154-65-5819

釧路公証人合同役場移転のお知らせ

釧路公証人合同役場は、令和5年5月15日(月)から下記の場所で事務を行うこととなりましたので、お知らせします。なお、役場移転作業に伴い、5月12日(金)午後は、電話・FAXが不通となります。

所在地 釧路市錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル4階

電話番号 0154-25-1365

FAX 0154-68-5163

（電話・FAXの番号に変更なし）



ゴールデンウィーク期間中の海の事故防止

釣り人・マリンレジャー愛好者の皆さんへ海を安全に楽しむために次のことを守りましょう。

- ▷ ライフジャケットを常に着用しましょう。
- ▷ 海中転落防止のため、周囲の状況に注意しましょう。
- ▷ 単独行動を避け、複数人で行動しましょう。
- ▷ 携帯電話やスマートフォンを防水パックに入れて携行し、緊急時はすみやかに118番へ通報しましょう。
- ▷ 船を運行する場合は、発航前検査を実施し、海に出たら見張りを徹底しましょう。
- ▷ 最新の気象・海象情報を入手して、天候の悪化が見込まれる場合は早めに帰る判断をしましょう。
- ▷ 整備事業者等による定期的な点検整備をおこないましょう。

●問い合わせ先 釧路海上保安部 ☎0154-21-5575

私たちの町の高等学校

霧多布高校通信

3月1日、本校体育館で第69回卒業証書授与式が行われました。

本校で過ごした3年間の思い出を胸に保護者の方や在校生・教職員に見守られ、26人の卒業生が本校から巣立ちました。卒業生代表の對馬亜侑佳さんの答辞では、3年間の高校生活を振り返るさまざまな思い出と関わりのあった人たちへの感謝の言葉が述べられ、担任の先生方をはじめ会場の方々が目を潤ませました。卒業生の晴れ晴れとした姿は、本校での学校生活の充実感が伝わるものでした。それぞれの進路先で活躍できるよう、教職員、在校生一同、心から応援しています。

式典にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策からさまざまな制限を設けましたが、校長先生による式辞をはじめ、ご来賓の方々による告辞や祝辞など、温かいお祝いの言葉をいただきました。卒業生が無事にこの日を迎えられることは、ご家族や地域の皆さまからのご支援があってこそそのものと感謝申し上げます。今後とも変わらぬご支援・ご指導をお願い申し上げます。



浜中町生涯学習

いきいきくらし塾

～新しい自分を見出し、人生を充実させるために～

この事業は、人生のあらゆる時期に、自身に適した手段や方法で学習を始めようと思っている皆さまが、新たにグループやサークルなどを作り、活動を開始する場合に支援を行うものです。支援内容は下記のとおりですので、希望する皆さまは気軽にお問い合わせください。

- ◆対象 5人以上のグループ・サークル
- ◆開催場所 町内の公共施設など
- ◆学習内容 一般教養、日常生活、健康・保健、家庭教育、生活伝承、芸術・文化、体育・スポーツ、レクリエーション、その他
- ◆支援内容 サークルなどの指導者に対して1時間当たり1,500円の謝金を支援
※ただし、1か月4時間を限度とします。
- ◆支援期間 最長1年間とし、その後自主サークルとして活動を続けてください。

問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課社会教育係 (☎62-2394・62-3131)

新規募集中!



「学校における働き方改革」の推進

本町の各学校では、「学校における働き方改革『浜中町アクション・プラン』第2期」に基づいた取り組みを推進しています。

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。この理念を実現するために、令和3年10月より次のように目標と視点を設定し、教育委員会と各学校が緊密に連携・協力しながら進めているところです。

【『浜中町アクション・プラン』第2期の目標】

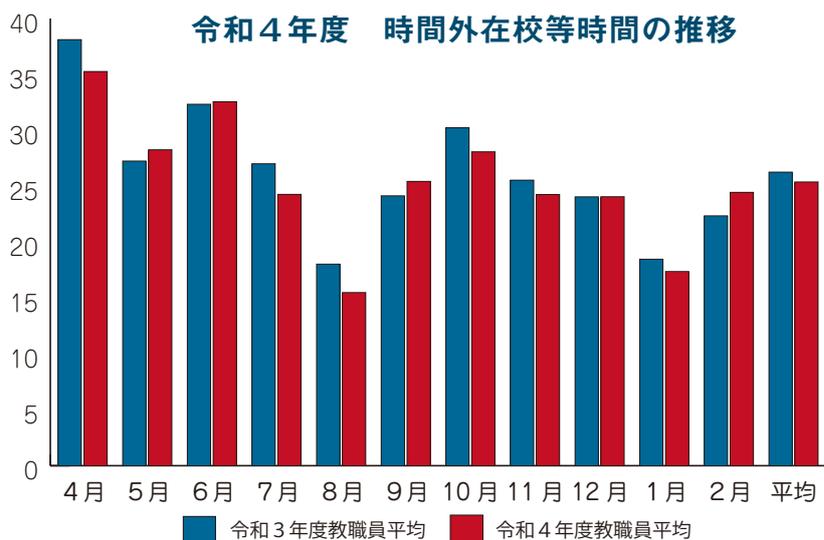
教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【重視する視点】

- **個の「気付き」**～現状分析を踏まえて、各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取り組みを実践する。
- **チームの「対話」**～真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し業務改善を実施する。
- **地域との「協働」**～働き方改革の趣旨と取り組みに対する保護者や地域住民の理解と協力を醸成する。

【学校での取り組みの代表例】

- ・ スクールカウンセラー、学習支援員、スクールサポートスタッフ等専門スタッフ等の活用（支援が必要な児童生徒・家庭への対応、授業準備、採点業務等）
- ・ 出退勤管理システムの活用による働き方の意識改革
- ・ 定時退勤日や学校閉庁日の設定



時間外在校等時間とは？

8時～16時30分を勤務時間とした時に、その前後に在校して業務をしている時間のことをいいます。

令和3年度と比べて、時間外在校時間が減少しています。しかし、教職員一人一人を見ると、月当たり時間外在校時間45時間を超える教職員が数人いる状況です。また、年間360時間の上限を超える教職員は、2月の時点で30人程度います。

このことから令和5年度も「学校における働き方改革」をより一層進めていくとともに、地域・保護者の皆様のご理解・ご協力を今後もよろしくお願いいたします。



広げよう！文化・スポーツのチカラ 『浜中ファイターズ』

動画はコチラ↓



町ホームページ

町内では、町民の皆さまにより、多くの文化・スポーツ活動が行なわれています。
生活に豊かさをもたらし、多くの学びが得られる文化・スポーツ活動の魅力と、町内で活躍されている各団体等の活動内容を紹介します！

町唯一の野球少年団『浜中ファイターズ』。

現在は、小学1年生から6年生までの団員19人と、監督1人、コーチ2人の体制で精力的に活動をしています。

夏場のシーズン中は、町内外への各大会に参加し、保護者や野球関係者など大勢の熱い声援を受けながら、懸命に白球を追っています。

令和3年度から監督を務めている金谷敦史（かなや あつし）さんは、「何事にも恐れず、チャレンジする気持ちを大切に持ち続けてほしい」と、子どもたちへの思いを語ってくれました。

練習は、4月中旬～10月頃までは毎週火曜日～日曜日（茶内小グラウンド）、冬季間は毎週火曜日～木曜日（茶内トレセン）で行っていますので、興味のある方、見学を希望する方は、下記の問い合わせ先へご連絡ください。



●問い合わせ先 浜中ファイターズ 事務局 金谷 ☎080-1884-9896

こどもの 読書週間 企画紹介



4/23(日)～5/12(金)

町総合文化センター【図書室、ロビー】

『こどもの読書週間』とは？

こどもの読書週間は、“子どもたちにもっと本を”という
願いのもとに1959年からはじまり、2000年に現在の4月23日
から5月12日の期間になりました。

また、イギリスの詩人シェイクスピアなどの命日とされて
いる4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言し、日本でも「子ども読書の日」と
決めました。幼いころから本に親しむことは、子どもが健やかに成長していくために、とても
大切なことです。町総合文化センターでは、たくさんの本に触れる機会として、下記のとおりさま
ざまなイベント開催しますので、ぜひご参加ください。

4/29
5/6

紙芝居・大型絵本の読み聞かせ

とき 4月29日(土) 11時～11時30分
5月6日(土) 11時～11時30分

ところ 2階 図書室
対象 幼児～小学生



大きな絵本や紙芝居を特別に読み聞かせ！
いつもの絵本の読み聞かせも、お気軽にどうぞ！

4/29～

ブック・リサイクル

とき 4月29日(土)
～5月7日(日)
(5月1日は休館)
ところ 1階 ロビー



※無くなり次第終了です。
除籍予定の本を無償配布します！

5/4

ぬいぐるみのお泊り会

とき 5月4日(木) 15時～16時
ところ 2階図書室
対象 3才以上の子ども
定員 親子8組程度



※ぬいぐるみは1人につき1つまで 大切なぬいぐるみを図書室にお泊りさせてみませんか？

【企画内容・申し込みに関する問い合わせ先】町教育委員会総合文化センター係 ☎62-3131

ご利用ください！ 図書の宅配サービス

町総合文化センター図書室では、子育てや仕事で来訪が困難な方や交通手段のない方のた
めに、ご自宅へ本を届ける『図書の宅配サービス』を行っています。

お届け(返却)可能期間：火曜日～金曜日 (10時～17時)

※都合により、対応できない日もあります。

●申込方法 (※下記のいずれかの方法でお申し込みください)

- ① 町総合文化センター (☎62-3131) に電話
- ② 町ホームページから申込様式をダウンロードし、町総合文化センターにFAX (62-2841)
- ③ 町ホームページの申込フォームから申し込み



ホームページ
QRコード

図書室だより

わたしと、読書 ～図書室を利用されている方にお話を伺いました～



水本 裕子（みずもとひろこ）さん・雫（しずく）ちゃん

約10年前に浜中町に移住し、現在は姉別地区で酪農業を営んでいる水本さん。

町図書室を利用し始めたきっかけは、友人から勧められた図書の宅配サービスでした。その後、長女の雫ちゃん（4歳）にも自分で本を選ばせてあげたいと、図書室に足を運ぶようになったそうです。

主に雫ちゃんが読む絵本を借りるといいう水本さん。今回も「面白そう!」と思った絵本を、たくさん借りていきました。

当図書室については「絵本の状態が良い」「貸出期間が他館より長いのが嬉しい」という声のほか、「休館日が分かりにくいので、ホームページなどで周知してほしい」というご意見をいただきました。

今月の新着図書

『ホッキョクグマのブック』

児童書



あずみ虫/作

ある寒い冬の日、ホッキョクグマの赤ちゃんが生まれました。ブックと名付けられた赤ちゃんは、春になると巣穴の外に出ます。初めて見る外の世界はとても広く、見たことのないものがたくさん！ブックは、お母さんから外の世界での生き方を教えてもらいます。ある日、鳥を追いかけて崖から落ちてしまったブック。お母さんとはぐれてしまいました。ブックは無事にお母さんと再会することができるのでしょうか…？

『9割やめる。ラクに暮らす家事術』

一般書



小川 規子/編集

家のこと＝「家事」を、きちんとしなきゃいけないと悩んでいる方、意外と多いのではないのでしょうか？しかし、仕事や育児に追われる中で、毎日全力で家事を頑張るなんて…無理！それなら、上手に“ラク”をして家事と付き合っていくませんか？

この本では、そのヒントとなるような“疲れない！頑張らない！ムダのない！”家事術を紹介しています。自分に合った家事術を探してみましょう！

《今月の映画鑑賞会》

日時：4月15日(土) 受付13時～ 上映開始13時30分～

場所：町総合文化センター 2階会議室

上映作品：『おさるのジョージ イルカさん ありがとう』(47分)

あらすじ：ワイズマン博士の海の別荘に招かれた、黄色い帽子のおじさんとジョージとマルコ。ジョージは、マルコと砂浜で遊んでいたが、砂に埋めた宝箱が海に流されちゃった…!!そのほか、「ポイポイアート」「ブルブルジャンピー」「ニョッキアルデンテ」の合計4作品を上映します！

今月のおはなし会

4月8日(土)

22日(土)

場所：町総合文化センター

2階図書室

時間：11時～

セルフケアでこころを元気に

No.405 保健師・管理栄養士です

ストレスと上手につき合うことが心の健康に大切です。

◆ストレスって何？

ストレスと聞くと、嫌なことや辛いことを連想される方が多いかもしれませんが、しかし、実はうれしいことも楽しいこともストレスの原因になります。

- ①環境要因～天候や騒音など
- ②身体的要因～病気や睡眠不足など
- ③心理的要因～不安や悩みなど
- ④社会的要因～人間関係がうまくいかない、仕事が忙しいなど



そもそもストレスとは、外部から刺激を受けた時に生じる緊張状態のことです。たとえば、進学や就職、結婚など喜ばしい出来事でも、変化であり刺激となることから、ストレスの原因になります。

◆自分のストレスサインを知る！

眠れない・怒りっぽくなる
不安や心配が頭を離れない…



ストレスを受けている状態では、何かしらストレスサインが出ているものです。気付かないままストレスを受け続けると、さらに調子を崩してしまいます。自分のストレスサインを知ることによって、早めにセルフケアを行うことができます。

◆セルフケアでこころを元気に

★ライフスタイルはこころの健康にも大切

バランスの取れた食事や良質な睡眠など生活習慣を整え、こころの健康の基礎を固めましょう。

★頭をやわらかくしよう

できていることに注意を向けてみましょう。考え方を少し変えると気持ち
が楽になり、解決の糸口が見えてきます。

★困ったときは誰かに話してみよう

誰かに話すことで気持ちが楽になります。



●問い合わせ先 役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307

今月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。なお、行政情報については、町HPにも掲載しています。

日にち	行 事	日にち	行 事
1 土		18 火	特定健診・がん検診（漁村センター 6:00～8:00） 全国学力学習状況調査（小6・中3）
2 日			
3 月		19 水	特定健診・がん検診（漁村センター 6:00～9:00）
4 火		20 木	姉別ふまねっと教室ふらっと （姉別農村環境改善センター 13:00～14:00） 特定健診・がん検診 （茶内コミュニティセンター 6:00～10:00） 全国学調オンライン質問紙・英語調査（霧中）
5 水			
6 木			
7 金	小・中学校第1学期始業式、入学式	21 金	特定健診・がん検診 （浜中農村改善センター 6:00～9:00）
8 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室11:00～）		
9 日		22 土	今月のおはなし会（総合文化センター図書室11:00～）
10 月	霧多布高等学校前期始業式、入学式	23 日	
11 火		24 月	特定健診・がん検診 （姉別農村環境改善センター 6:00～11:00）
12 水			
13 木		25 火	特定健診・がん検診 （茶内コミュニティセンター 7:00～11:00）
14 金			
15 土	映画鑑賞会（総合文化センター2階会議室13:00～）	26 水	
16 日	特定健診・がん検診 （総合文化センター 6:00～10:00）	27 木	全国学調オンライン質問紙調査（散小）
		28 金	全国学調オンライン質問紙調査（浜小）
17 月	浜中ペタンク教室 （浜中農村環境改善センター 10:00～11:00） 特定健診・がん検診 （総合文化センター 6:00～9:00）	29 土	紙芝居・大型絵本の読み聞かせ （総合文化センター図書室11:00～）
		30 日	特定健診・がん検診 （総合文化センター 6:00～10:00）

あそびのひろば	●木金	9:00～12:00	霧多布子育て支援センター
	●木金	14:30～16:30	霧多布子育て支援センター
	●月火水木金	10:00～12:00	茶内子育て支援センター
	●月火水木金	13:30～16:30	茶内子育て支援センター

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	3・10・17・24
	総合体育館	3・10・17・24
	農業者トレーニングセンター	3・10・17・24・29
	すくらむ21	3・10・17・24
MO-TTOかぜて	2・3・9・10・16・17・23・24・29・30	

ひとのうごき

2月末現在（前月比）

- 人口：5,408人（-12）
- 男：2,669人（-5）
- 女：2,739人（-7）
- 世帯数：2,498世帯（-8）



おたんじょう

茶内和親・篠原おとはちゃん(司さん)



おくやみ

暮 婦 別・野崎 よしさん(102歳)

琵琶瀬共交・佐藤 昌幸さん(59歳)

姉別北部・佐々木 輝さん(32歳)

おたんじょう、おくやみは、役場に届け出され、承諾いただいた皆さんのみ掲載しています。

広報紙に掲載している写真について、ご希望の方にはL版印刷した写真またはデータ(JPEG形式)を差し上げます。写真を希望される方は、右記までご連絡ください。

役場総務課情報広報係 ☎62-2246



今月の表紙

中学校卒業証書授与式

3月15日、各中学校で卒業証書授与式
が挙行されました。(関連33ページ)



文芸サロン

俳句

逝く人の面影優しはだれ雪

福澤 秋桜(茶 内)

新天地馳せる思いは春爛漫

浜星 勝(茶 内)

我沈む安らかなりや春の海

陽輝 雅(霧多布)

短歌

北辺の萩打ちすえて風強し生きてよろこびありしか母よ

相原 睦子(茶 内)

歌を詠み本読み母の居し窓辺ふと見やるなりいつまで立ちても

福澤 秋桜(茶 内)

忙しい時に限って次々とタスクが増える充実した日々

海際 集住(霧多布)

雪も溶け春の日差しがあたたかく新たな世界が造られる

星方 知瑠(浜 中)

